

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

令和5年(ネ)第570号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 大野利政、鷹見彰一

被控訴人 国

控訴審第10準備書面

(婚姻制度を利用できないことによる不利益が
解消・軽減されていない実情の整理)

2024(令和6)年10月31日

名古屋高等裁判所民事第3部いろ係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 山田 麻 登

同 堀江 哲 史

同 水谷 陽 子

同 矢崎 暁 子

同 砂原 薫

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

| | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 第1 | 本書面の意義 | 5 |
| 1 | 従前の双方の主張の概要 | 5 |
| 2 | 貴裁判所からの補充指示 | 5 |
| 第2 | 前提－日本におけるパートナーシップ制度 | 6 |
| 1 | 用語整理の必要性 | 6 |
| 2 | 各文言は異なる制度を指していること | 7 |
| 3 | 補充指示の意味の整理 | 8 |
| 第3 | パートナーシップ制度による不利益解消の限界・総論 | 8 |
| 1 | パートナーシップ制度によって得られうる利益／軽減しうる不利益の限界 | 8 |
| (1) | パートナーシップ制度の概要と期待されている効能 | 8 |
| (2) | 行政サービスとの関係 | 10 |
| (3) | 民間サービスとの関係 | 12 |
| (4) | 税制度・社会保障制度 | 15 |
| (5) | 小括 | 15 |
| 2 | パートナーシップ制度利用の地理的制約 | 16 |
| 3 | 制度利用手続上の制約 | 17 |
| 4 | 時間的制約 | 18 |
| 5 | パートナーシップ制度利用者等のアンケート | 19 |
| 6 | 小括 | 21 |
| 第3 | 生活場面ごとの具体的不利益及びそれが解消・軽減されていない実情 | 22 |
| 1 | 医療関係での不利益 | 22 |
| (1) | 「家族」の取扱いに関する総論 | 22 |
| (2) | 面会制限 | 23 |
| (3) | 診療情報の説明・医療同意 | 26 |
| (4) | 入院手続の代理、保証人・連絡先としての扱い | 30 |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

| | |
|------------------------------|----|
| (5) 臓器移植 | 33 |
| (6) 治療の遅れにつながる危険性 | 34 |
| (7) 小括 | 36 |
| 2 緊急時の警察対応等 | 36 |
| 3 要介護等の状況における不利益 | 38 |
| (1) 成年後見制度の利用における不利益 | 38 |
| (2) パートナーやパートナーの親族の介護における不利益 | 39 |
| 4 パートナーの死後における生活保障からの排除 | 39 |
| (1) 相続制度からの排除 | 39 |
| (2) 配偶者居住権等からの排除 | 42 |
| (3) 葬儀や遺骨の引取りにおける他人扱い | 42 |
| (4) 小括 | 44 |
| 5 子育て／子の福祉との関係での不利益 | 44 |
| (1) 共同親権を設定することができない | 44 |
| (2) 子どもの教育における不利益 | 45 |
| (3) 子どもの医療機関受診時の不利益 | 48 |
| (4) 育児休暇・看護休暇取得との関係での不利益 | 49 |
| (5) 税・社会保障上の不利益 | 49 |
| (6) 子の実親（親権者）が死亡した際に生じる生活の危機 | 50 |
| (7) 小括 | 52 |
| 6 就労における不利益 | 52 |
| (1) 福利厚生制度からの排除 | 52 |
| (2) 人事上の取扱いでの不利益 | 57 |
| (3) S O G I ハラスメント被害 | 58 |
| (4) 小括 | 59 |
| 7 住まいの確保にあたっての不利益 | 59 |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

| | |
|---|----|
| (1) 賃貸物件への入居 | 59 |
| (2) 不動産購入 | 63 |
| 8 被災時の不利益 | 65 |
| (1) はじめに | 65 |
| (2) 仮設住宅や復興住宅への入居 | 66 |
| (3) 安否確認 | 67 |
| (4) 同性のパートナーの子ども | 67 |
| (5) パートナーシップ制度により利用できる行政サービスとして被災時の支 援を明言していない自治体が圧倒的多数であること | 68 |
| (6) 小括 | 70 |
| 9 小括 | 70 |
| 第5 様々な不利益の総体が人生全般にわたる不利益であり、生命身体を損なう結 果につながる危険があること | 71 |
| 1 日々不利益が累積していくことの重大性 | 71 |
| 2 各種アンケートに寄せられた声 | 72 |
| (1) 全国弁護士連絡会の調査 (甲A661) | 72 |
| (2) 東京都総務局実施のアンケート (甲A989・15～16頁) | 78 |
| (3) 藤沢市パートナーシップ制度利用者アンケート (甲A988) | 80 |
| 3 小括 | 80 |
| 第6 結論 | 83 |

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

第1 本書面の意義

1 従前の双方の主張の概要

被控訴人は、控訴答弁書において、「同性間の人的結合関係においても、婚姻による財産上の法的効果（財産分与、相続等）及び身分上の法的効果（貞操、扶養等）については、民法上のほかの制度（契約、遺言等）を用いることによって、婚姻と同様の効果を生じさせることができるから、同性婚が定められていないことによる事実上の不利益は、相当程度、解消ないし軽減する余地がある」（34頁）、「民法上のほかの制度（契約、遺言等）を用いることによって、同性婚が定められていないことによる事実上の不利益が相当程度解消ないし軽減する余地もある」（45～46頁）と主張した。

これに対し、控訴人らは、2024（令和6）年2月16日付第3準備書面「第4」及び別表において、被控訴人の主張は詭弁であると反論した。すなわち、原判決も指摘するとおり、婚姻制度の利用には、法的効果にとどまらず、社会的効果や精神的な効果もあるところ、民法上の制度を用いたとしても、他の法制度により享受可能となる利益や社会的効果や精神的効果は享受できず、さらには、法的効果の享受のためには時間的・経済的・心理的負担を負うことから、民法上の法定効果の一部を享受できることをもって不利益が相当程度解消ないし軽減していると論じるのは誤りである。

2 貴裁判所からの補充指示

以上の双方の主張を踏まえ、今般、貴裁判所からの令和6年10月2日付「事務連絡」及び「事務連絡（その2）」において、「現在の登録パートナーシップ制度等を利用することでは同性カップルが婚姻制度を利用できないことによる不利益が相当程度解消又は軽減されているとはいえない

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

ことを裏づける客観的な書証とそれに基づく主張が必要ではなはないかと考えています。」との問題意識が示され、書証と主張の補充を求められた。

本書面は、この補充指示に応答するものである。自治体によるパートナーシップ制度をはじめとする、法律上同性のカップルの被る不利益を多少なりとも解消・軽減するために設けられた制度や民間事業者の取り組み等では、「不利益が相当程度解消又は軽減されている」とは到底いえないことを詳述する。

以下、「第2」では、議論の前提として、控訴人の主張における「パートナーシップ制度」の意味について確認する。

「第3」では、パートナーシップ制度によって享受しうる利益や利用範囲の限界の一般論を整理する。

「第4」では、医療や子どもの福祉をはじめとする生活場面ごとの不利益の状況について補充する。

「第5」では、医療や福祉という直接的に生命身体に関係する分野に限らず、様々な生活場面の不利益が総体として生命身体を損なわせることについて、再確認する。

第2 前提－日本におけるパートナーシップ制度

1 用語整理の必要性

貴裁判所からの令和6年10月2日付「事務連絡」及び「事務連絡（その2）」において、「現在の登録パートナーシップ制度等」との文言が使用されている。

しかしながら、控訴人らの従前の主張で「（国内の地方自治体による）パートナーシップ制度」と「登録パートナーシップ制度」は別の用語として使用してきたので、念の為、この点を整理する。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

2 各文言は異なる制度を指していること

「登録パートナーシップ制度」とは、一般的に、他国で導入された法制度をさす。控訴人らの主張もこの定義にしたがっている。例えば、ドイツの登録パートナーシップ制度を定めた根拠法は、「登録された生活パートナーシップに関する法律」と日本語訳されている(甲A792・脚注3)。このような根拠法の翻訳に由来して、他国で法律に基づき導入されたパートナーシップ関係を登録する制度が「登録パートナーシップ制度」と総称されているものと思われる。

これらの制度は、法律に根拠づけられたものであるから、制度を利用したカップルは、根拠法に基づき法的効果を楽しむことが可能である。そして、このように文言を定義した場合、現在の日本には、「登録パートナーシップ制度」は存在しない。

現在の日本に存在する制度は、地方自治体による「パートナーシップ制度」である。

書証も概ね同様の整理を前提としている。他国の制度について論じている書証としては、京都産業大学教授の渡邊泰彦氏の意見書(甲A788)や論文(甲A793)、立命館大学名誉教授の二宮周平氏の意見書(甲A795)、ドイツ法学者の石嶋舞氏の論文(甲A803)等があるが、いずれも、他国の根拠法に基づく制度を「登録パートナーシップ制度」と表記している。他方で、国内の地方自治地によるパートナーシップ制度について言及している数々の書証では、同制度について「登録パートナーシップ制度」という文言を用いず「パートナーシップ制度」と表記されている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

3 補充指示の意味の整理

以上の整理を前提とすると、貴裁判所の補充の指示（「現在の登録パートナーシップ制度等を利用することでは同性カップルが婚姻制度を利用できないことによる不利益が相当程度解消又は軽減されているとはいえないことを裏づける客観的な書証とそれに基づく主張」）は、現在の日本に存在する地方自治体のパートナーシップ制度等を利用することでは同性カップルが婚姻制度を利用できないことによる不利益が相当程度解消又は軽減されているとはいえないことを裏づける客観的な書証とそれに基づく主張の補充の指示を意味すると思われる。

この理解を前提にして、以下で補充を行う。

第3 パートナーシップ制度による不利益解消の限界・総論

1 パートナーシップ制度によって得られうる利益／軽減しうる不利益の限界

(1) パートナーシップ制度の概要と期待されている効能

行政が策定した要綱等を根拠とするものがほとんどであり（甲A983・3～6頁）、その場合、法的効果は付与されない。渋谷区等ごく部分的に条例を根拠とするものもある。条例が根拠となる場合には、理論上は条例として可能な範囲で法的効果を付与することが可能であるが、法令と齟齬が生じる内容を定めることができない以上、民法の法定効果や第三者への拘束力を付与することはできない（甲A983・9頁、甲A997）。

パートナーシップ制度運用の詳細は、実施自治体により様々である。概ね共通する構造としては、各自治体が定める要件を満たす成人2人が、自治体に対し、自分たちが共同生活を営むパートナーである旨の宣誓を実施し、自治体が「宣誓を受けた」ということを証明する書類を発

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

行するということである。制度を利用するカップルが子育てをしている場合に、子どもの名前も書類に記載するという運用の自治体もあり、そのような場合には、「ファミリーシップ制度」と称されている(甲A674~687、甲A696~757、甲A849、甲A863~864、甲A877~880、甲A901~905、甲A912~919、甲A926~927、甲A931~932、甲A939、甲A942、甲A955等)。

パートナーシップ制度やファミリーシップ制度の導入が相次いでいるのは、導入すること自体に、事実上の重要な効果があるからである。すなわち、制度を設けること自体が、同自治体内で暮らす同性カップルが存在することや、同性カップルが子どもを育てている生活実態を可視化する効果がある。いわば、報道や役所内の掲示等で制度を知った者に対する啓発である。そして、同性パートナーと生活している(あるいはそれを希望する)性的マイノリティ当事者にとっては、地方自治体が自分たちの関係を認める制度を作ったということ自体により勇気づけられるという心理的効果もある。制度を利用することで、自分たちが生活をとにもするカップルであることを他者に説明する際の精神的な負担の軽減も期待されている。

そして、当該自治体が運営主体である公営住宅や医療機関、福祉制度、当該自治体の職員の福利厚生制度においては、パートナーシップ制度を利用するカップルを家族として取り扱うことを定めている自治体もある。この範囲では、具体的に享受可能な利益もありうるといえる(詳細は後述)。

しかし、すべての自治体がそのような取扱いを明示的に定めているわけではなく、むしろ、パートナーシップ制度を導入した自治体でもそのような取扱いまで明言するのは少数である。多くの者にとってその取扱

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

いを享受する機会は乏しい。何より、地方自治体によるいかなる制度にも、婚姻制度のような法的効力はない。パートナーシップ制度を利用したとしても、パートナーの法定相続人にはなれず、現にともに育てている子について共同で親権を持つこともできず、配偶者や家族として在留資格を得られるわけでもない。

したがって、婚姻制度を利用できないために生じている不利益のうち、法的効果に関する部分については、パートナーシップ制度の利用による解消・軽減は一切ない。社会的効果・精神的効果に関する部分は、パートナーシップ制度の利用により解消・軽減しうるものがないわけではないが、ごくわずかである。

国立国会図書館調査及び立法考査局による「地方公共団体のパートナーシップ認定制度」(2024年3月7日発行、甲A837)でも、「同制度は、婚姻と同等の法的効果を発生させるものではなく、活用機会の不足や地域的偏りなどの課題も指摘されている。先進的な取組による課題の解消も見られるが、部分的なものにとどまっている。」「パートナーシップ認定制度は、あくまで地方公共団体主体の取組であり、当該法制度又は当該枠組みを代替することはできない」と指摘されている(11頁)。

(2) 行政サービスとの関係

パートナーシップ制度が地方自治体の制度である以上、制度を利用することで同性パートナーを配偶者同様に取扱うと明言されるのは、当該地方自治体が運営主体として適用対象を決定する権限を有する制度との関係のみである。

典型例として挙げられるのは、当該自治体が運営する公営住宅への入居申込み、公営墓地の利用申込み、公営病院での面会や治療同意等とい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

う限定的な場面である。しかし、必ずしもすべての自治体がこのような場面で配偶者同様に取扱いと明言をしているわけではない。

例えば、埼玉県では、63ある全市町村のうち、川口市を除く62市町村でパートナーシップ制度ないしファミリーシップ制度が導入されている。埼玉県のウェブサイト上で、各市町村の制度利用により可能な行政サービスが整理されている（甲A990：埼玉県 県内市町村のパートナーシップ制度等実施状況）。

この整理によれば、パートナーシップ制度利用により「利用できる行政サービスはない」市町村は、越生町、吉見町、皆野町、長瀬町、小鹿野町と5つも存在している。そもそも、利用可能な行政サービスの典型例として列挙されたのは以下のわずか9項目しかない。

1. 公営住宅の入居申込等（県営住宅を除く）
2. 公立病院等の病状説明等（県立病院を除く）
3. 保育園等の送迎
4. 公営墓地の申し込み
5. 市町村職員の給与制度（扶養手当等）
6. 市町村職員の休暇制度（結婚休暇当等）
7. 市町村職員互助会における給付（結婚等祝金等）
8. 住民票の続柄を変更できる（縁故者等）
9. 税証明の交付

それにもかかわらず、甲A990によれば、以上すべての項目を利用可能と明言している市町村は1つもない。また、自由記載欄では、その他の利用可能サービスを多数列挙する自治体もあれば、記載のない自治体もある。

この整理から、一般的に「自治体のパートナーシップ制度によって享受可能になりうる利益」として想定されるものが、実際には必ずしも各

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

自治体の制度で付与されているわけでないことが明らかとなっている。さらに、居住自治体によって享受可能な利益の内容・程度には大きな偏りが生じており、パートナーシップ制度利用を証明する書類の交付以外に何も利益が享受できない自治体も少なからず存在する。

渋谷区パートナーシップ制度利用者アンケートでは、「パートナー関係を認知・認定してほしい行政サービス」として、保険、税、防災、子育て等様々な生活局面における行政サービスが挙げられている(甲985・スライド41～45)。先駆的にパートナーシップ制度を導入した自治体であっても、制度利用カップルの行政サービスの利用にあたって、多数の課題がある。

行政サービスの利用から排除される不利益について、パートナーシップ制度を用いることで解消・軽減できるようになった部分はあるものの、その範囲は非常に限られている。生活において行政サービスが必要となる場面全体と比べればごくわずかである(場面ごとの詳細は後述)。不利益が相当程度解消・軽減されたとは到底言えない。

(3) 民間サービスとの関係

民間サービスについて、パートナーシップ制度を利用していたところで、どのように取り扱われるかについては何の保証もない。

上述のとおり、パートナーシップ制度の多くは行政の定める要綱を根拠としているため、そもそも第三者を拘束する法的効果は付与できない。

条例を根拠とする場合には、当該自治体の条例の効力が及ぶ範囲の事業者にはパートナーシップ制度利用への配慮・尊重を条例により求めることが可能である(甲A997:渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例第18条)。しかし、条例で事業者には配慮・尊重を求め

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

る場合でも違反した事業者に対し罰則を設けているわけではないので、現実的には事業者側の理解・協力を委ねられているといえる。

東京都は、都のパートナーシップ制度利用者が利用可能になる民間事業の一覧を公開しているが(甲A992)、全35項目で、うち保険会社による保険事業が16項目、住宅ローンが4項目、携帯電話の家族割等のサービスが5項目、航空会社の家族割などのサービスが3項目と、活用できる場面は極めて限定的である。現代社会において、人々の暮らしは日々無数の民間事業者とのかかわりに支えられている。その総体と比較すれば、パートナーシップ制度利用により配偶者同様の扱いが受けられると確認できる事業者は、ごくわずかといわざるをえない。

渋谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート(実施時期2022年7月8日~同年8月8日、甲A985)でも、以下の回答が寄せられた。

「異性カップルに比べると金融機関の対応サービスの選択肢の少なさに不公平さを感じる」「個人年金の据え置きの場合、パートナーシップ証明では死亡した時の年金の受取人になれない」(甲A985・スライド37)

民間事業者にパートナーシップ制度を利用していることを伝えてサービスの利用を求めたところ、事業者内で知識が浸透しておらず部署をたらい回しにされるなどしてスムーズに手続きができなかったという旨の回答が複数あった(甲A985・スライド39)。

また、以下の事例も掲載されている(同・スライド62)。

「スポーツジム入会時、最初は同性もファミリー割ができるとスタッフから言われていたが、いざ手続きしようとしたときには弁護士に確認しますと言われて時間がかかった」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「アパートを借りようとしたとき、大家さんが証明書のことを取り合ってくれず、賃貸の申し込みを断られたことがある」

「マンションに住んでいてシェアハウスと疑われたり、民泊していると言われたことがあります」

「クレジットカードの家族カードを作ろうとしたら親族ではないからという理由で断られた」

これらの回答からは、先進的にパートナーシップ制度が導入された渋谷区ですら、パートナーシップ制度の利用により家族としての扱いを受けられるサービスの選択肢が限られており、利用できる場面であっても、手続きがスムーズに進まないことが明らかとなったといえる。

同様のことは、他の自治体のアンケートからもわかる。

中野区のパートナーシップ制度利用者のアンケート（甲A986）では、保険会社で生命保険の受取人指定をしようとした際、「たらい回しにされた」「自宅訪問及び聞き取り調査が必要だと言われた」との回答が記載されている（2頁）。

藤沢市のパートナーシップ制度利用者のアンケート（甲A988・6頁）では、以下の回答が寄せられた。

「・サービスを利用する際など、いちいち家族として扱ってもらえるか確認が必要である。」

「・不動産によっては、家を借りる事が出来ない。」

「・家購入のため、ペアローンを組む際、任意後見人制度を用いたこと。」

「・家を購入する際にローンを組むことができる銀行が限られており、ローンを組む時も、公的証書が必要なので出費が多い。」

以上からすれば、民間サービスの利用から排除されるという不利益について、パートナーシップ制度を用いることで解消・軽減できるように

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

なった部分はあるものの、その範囲は非常に限られている上、利用にあたって時間的・精神的・経済的負担が法律上の夫婦よりも大きいということも稀ではないと言える。不利益が相当程度解消・軽減されたとは到底言えない。

(4) 税制度・社会保障制度

法制度により適用範囲が規定されて運用される税制度や社会保障制度において、法律上「配偶者」が利益享受範囲として定められている制度が多数存在する。「配偶者」になれない同性パートナーは、それらの制度からの適用がなく、各種の利益を享受できない地位に置かれている。

これらの不利益は、自治体が運営するパートナーシップ制度の利用によっては一切解消・軽減されない。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)においても、税制度・社会保障制度上の不利益が生計上の大きな負担になっていることを訴える回答が多数寄せられた(別表②及び別表③)。現実に金銭的な困難を経験したという実例が多数寄せられた他、利益享受から除外されている生活が続くことについて将来の不安を感じているという趣旨の回答も多数あった。

(5) 小括

以上のとおり、パートナーシップ制度が地方自治体による制度であるという性質上、同性を利用することで享受可能になりうる利益の範囲は自ずと限界がある。

制度の性質上、都道府県・市町村が運営権限を有する事業の関係でしか不利益解消・軽減が確実でなく、その範囲においても、解消・軽減可能な全ての不利益がカバーされているわけではない。むしろ、それぞれのパートナーシップ制度利用により実際に行政サービスの利用が可能に

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

なり不利益を解消・軽減できる機会は、非常に限定的である。日常生活において婚姻制度からの排除により生じている不利益が解消・軽減される機会は乏しい。

2 パートナーシップ制度利用の地理的制約

パートナーシップ制度を導入する自治体が増加しているとはいえ、まだ導入されていない自治体も少なからず存在している。制度が導入された自治体へ移住することが可能なカップルもいるであろうが、仕事や健康状態、家族の介護等の事情で転居が困難な場合には、居住自治体が制度を導入しない限り制度を利用する余地がない。

パートナーシップ制度は、地方自治体ごとのものであり、前述したとおり、自治体を転出すると使えないのが通常である。転居しても制度を利用している状態がスムーズに移行できるよう、自治体間で「相互利用連携」と呼ばれる取り組みが広まってきている、しかし、まだ部分的な動きであって、利用範囲の限界もある。

「結婚の自由をすべての人に訴訟全国弁護士連絡会」が2022年7月に実施したインターネット上のアンケート調査(甲A661、以下、「全国弁護士連絡会調査」)では、以下の回答が寄せられた。

「転職先が隣町なので通勤に不便な今の家から引っ越したいが隣町はパートナーシップ制度が無いので現在利用しているスマホの家族割や自動車保険のサービスが受けられなくなってしまう。

職場でもなんで引っ越ししないのかと言われ、曖昧に笑ってごまかすしかない。

結婚であれば気にせず引っ越せた。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

現在パートナーが無職になり主婦をやっているが、法律婚であればこのまま専業主婦という選択肢もあるがパートナーシップ制度では扶養にも入れられない。」(11頁)

婚姻制度であれば受けることのない地理的制約の下、パートナーシップ制度を利用できる機会も制限を受けることになる。

3 制度利用手続上の制約

婚姻届は、夜でも土日祝日でも提出できる。提出にあたり、予約の必要はない。届出人の本籍地以外にも、所在地の市区町村役場にも出すことができる。婚姻届以外に通常必要なものは、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)と届出人の本人確認書類くらいであり、提出先の役場が婚姻当事者の本籍地である場合には戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)も不要である。婚姻する当事者が2人で提出しなくてもよい。郵送でもよい。

これに対して、パートナーシップ制度は、前述のとおり、効果、利用範囲に限界があるにもかかわらず、その手続は、婚姻届より制約が大きい。

例えば、福岡市の手続きでは次のとおりである(甲A610)。まずは予約をしなくてはならず、いきなり宣誓しに行くことはできない。予約した日時に宣誓をするのであるが、宣誓は、月から金の午前9時から午後5時に限られ、土日祝休日・年末年始にはできない。そして、宣誓ができるのは、福岡市役所の市民局人権部人権推進課のみで、婚姻届と異なり支所や出張所ではできない。しかも、2人とも行く必要がある。必要書類は、2人それぞれの住民票の写し、独身であることを証明する書類及び本人確認書類であり、婚姻届の場合より多い。このように面倒な手続を経て宣誓したところで、前述したとおり、効果は極めて限定的であり、基本的には当該自治体においてのみ通用する制度なのである。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

渋谷区では、申請と証明書受領のため、窓口に二度赴く必要があり、制度利用者アンケートでは54.3%が手続きにおいて不便に感じたと回答している(甲A985・スライド64)。

藤沢市での制度利用者アンケートでも、手続きに「負担を感じた」18.2%、「やや負担を感じた」39.4%で、合計57%が負担感があった旨の回答をしており、自由記載からは、婚姻届の提出と異なり利用手続きに様々な制約があることが負担の要因であることがわかる(甲A988・5頁)。

また、全国弁護士連絡会調査(A661)では、「住んでいる自治体の行政で働いているため、カミングアウトしていない状況だと制度利用しにくい。差別的な取り扱いに発展しないか、予期せぬアウトティングのリスクを考慮すると法的効果が得られない現状、制度利用による不利益を懸念する。」など、得られる利益の乏しさに対し、申請に伴うアウトティングの危険が高いことを指摘する回答が複数寄せられた(12頁)。

以上のとおり、パートナーシップ制度は、享受しうる利益が限定的なのに対し利用手続き上の負担が大きい。婚姻制度を利用できれば負う必要のない負担を被ることになる。この状況により、パートナーシップ制度実施自治体に居住している者であっても、制度の利用を選択できない／しないという声もある(後述)。

4 時間的制約

パートナーシップ認定制度に関する文書(宣誓書等)の保存や管理の在り方は、地方自治体によって様々である。制度利用者のパートナー関係が継続する限り保存するところがある一方、文書の保存期間(多くは10年)を定めるところもある。保存期間経過により宣誓書等が破棄された場

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

合、宣誓書等の再交付や返還の手續に支障が生じる可能性がある（甲A983・10頁）。

国内自治体においてパートナーシップ制度の導入が開始したのは2015年以降であるから、この問題はまだ具体的に顕在化していないが、来年（2025年）以降に制度利用開始から10年間の保存期間が満了する者が現れ、問題が顕在化する可能性がある。

5 パートナーシップ制度利用者等のアンケート

複数の自治体がパートナーシップ制度利用者に対してアンケートを実施しているが、回答からは、上記のような限界に起因して不利益や不安が存続していることがわかる。そして、パートナーシップ制度に留まらず婚姻制度の利用を希望する声が寄せられている。

世田谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート（実施時期2016年9月1日～同月20日、甲A984）では以下の回答があった。

「・相手が外国人の為、配偶者ビザが出ないのが不安。」

「・これが全都道府県にいきわたり、そこから、渋谷区のような形が増え、婚姻につながればと思う。」

「・結婚と同等の内容まで保障されてほしい。宣誓制度を更に進化させて法的なものにしてほしい。」

「・私たちカップルは、世田谷区で他自治体に先駆けて同性パートナーシップが始まるということで他市から転入した。自治体にカップルとして認知されるとは考えてもみなかった。異性愛のカップルと同様にいつか婚姻関係が結べる日が日本にも来ることを願っている」

渋谷区のパートナーシップ制度利用者のアンケート（実施時期2022年7月8日～同年8月8日、甲A985）では以下の回答があった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「パートナーシップ証明書の取得をおすすめしない理由」として以下の回答がある(スライド56)。

「手続きの煩雑さと費用が、法的な充実に見合うものではないと思うので」

「男女の結婚と全く同じものとは扱われないため過度の期待を持たせたくないから」

「結婚のような実用的で効力があるわけではないので」

同性婚との兼ね合いについて以下の回答がある(スライド67)。

「公正証書作成のために、費用もかかる。自分は同性婚をしたかったし、今もそう考えるので、同性婚ができるようになるとういと思う」

中野区のパートナーシップ制度利用者アンケートでも「同性婚の実現に向けて、国に対しての働きかけを期待する」との回答があった(甲A986・6頁)。

盛岡市パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度利用者アンケート(甲A987)では、「今後、同性婚の法整備や苗字を一緒にできるようになることを期待している」との回答があった。

藤沢市のパートナーシップ制度利用者のアンケート(甲A988・6頁、9頁)

「・生活実態に大きな違いは無いはずなのに、他者の判断によって差をつけられること。」

「・相続ができないので、わざわざ遺言書を高額負担で書かなければならなかった。」

「・所得税の配偶者控除が受けられない。」

「・子どもの親権をパートナーが持つことができない。」

「・病院に運ばれた際、パートナーと面会できるか不安。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「・様々な税金の控除が無い上に法律上の正式な夫婦として扱われ
ない。」

「・婚姻と同じように法的に効力があるようにして欲しい。」

このように、パートナーシップ制度利用により解消・軽減できる不利益には多くの限界がある中で、居住自治体にパートナーシップ制度があっても利用しないという選択をする者も少なくない。「結婚の自由をすべての人に訴訟全国弁護士連絡会」が2022年7月に実施したインターネット上のアンケート調査(甲A661)では、法律上の性別が同じ人とパートナー関係にある、または、以前あったと回答した1649名のうち、自治体のパートナーシップ制度を利用したことがあるのはわずか214人であった(3頁)。

パートナーシップ制度を利用しなかった理由は、甲A661・別表①に集約されている。パートナーが外国籍で必要書類を準備できないという回答や、顔写真付きの書類を役所に提出するなど婚姻届提出よりも負担が大きくプライバシー上の不安があるという旨の回答、転居を検討していたりパートナーと別居していたりという要因で利用できないという回答、関係機関で働いているためアウティングにつながる危険があり利用できないという回答や、そのような負担・リスクのあるわりに法的拘束力はなく具体的な不利益の解消につながらずメリットが乏しいという趣旨の回答がそれぞれ複数寄せられた。

6 小括

以上のとおり、地方自治体のパートナーシップ制度には、効果面の限界、利用範囲の限界、手続きに関する制約が大いにあり、婚姻はもちろん、諸外国で導入されている婚姻を代替する制度、いわゆる登録パートナーシップ制度とは全く異なる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

今後各自治体で制度の改善が進んだとしても、性質上、婚姻できないことによる不利益を相当程度解消・軽減できるようなものではない。

第3 生活場面ごとの具体的不利益及びそれが解消・軽減されていない実情

以上を踏まえ、生活上の様々な場面で、現在のパートナーシップ制度等を利用することでは、不利益が相当程度解消又は軽減されていると言えないことを述べる。

1 医療関係での不利益

(1) 「家族」の取扱いに関する総論

医療の現場では、面会制限がある場合の制限解除の対象、病状説明や手術の際の患者本人以外からの同意取得の相手として、「家族」という範囲を設けることが多々ある。そしてその場合、患者本人の法的な親族や血縁関係にある者を「家族」あるいはそれに準ずる者とみなすことが多い。「家族」の範囲に同性パートナーを含まない、あるいはそもそもその存在を想定していない医療機関が相当ある(甲998:LGBTQ+の健康レポート)。

パートナーシップ制度により、医療機関が同性パートナーを「家族」と扱うことが期待されるものの、パートナーシップ制度を利用していれば必ずしも「家族」として扱われるわけではない。

「パートナーシップ制度利用者を家族に含める」という取扱いを地方自治体が決定できる対象は、当該自治体が運営主体である医療機関のみである。厚労省の「医療施設動態調査」(基準時令和5年5月末日、甲A1002)によれば、国内の病院全8132施設のうち、都道府県立は187施設、市町村立は596施設、合計783施設(全体の9.6%)である。診療所では、国内全10万5213施設のうち、都道府県立が294施設、市町村立は3429施設で合計3721施設(全体

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

の3.5%)である。すなわち、医療機関における「家族」としての取扱いについて地方自治体の権限が及ぶのは、病院の9.6%、診療所の3.5%にしか過ぎない。

その他の医療機関に対しては、パートナーシップ制度は拘束力を有しないため、同性パートナーを「家族」として取り扱うか各医療機関の判断に委ねられる。そして、患者側は、ときには緊急搬送されたり、専門的な治療が可能な入院先の選択肢が乏しかったりと、必ずしも自分で医療機関を選ぶ余地があるわけではない。同性パートナーを家族として扱う医療機関にかかりたいと願っていてもそれが必ずしもかなうわけではない。

法律上同性のカップルは、パートナーが医療を必要とする場合に家族として扱われないおそれに常にさらされている。具体的な場面や不利益の程度を、以下詳述する。

(2) 面会制限

ア 面会の重要性

入院患者との面会について、集中治療室などで治療や看護の効率化、感染防止、安静保持等を理由に面会制限がなされることがある。また、新型コロナウイルス感染拡大が社会問題となった2020年には、感染防止を目的として全面的な面会禁止が推奨された。

入院患者との面会は、患者や家族のQOLに関わる重要なものである。日本弁護士連合会は、「人と面会して、コミュニケーションを取る権利は、人格的価値、関係性構築にかかる価値につながるものであり、社会福祉施設や医療施設に入所・入院している高齢者・障がい者にとって、面会をすることは人格的生存に不可欠であるため、憲法第13条の規定する幸福追求権として保障されるべき人権である。また、国際人権自由権規約は、何人も、その私生活、家族、住居若しく

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

は通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉されず、かかる干渉に対する法律の保護を受ける権利を有するとしている（同規約第17条第1項）。」との意見書を発出している（甲999：日弁連意見書）。

そのような状況で、面会制限を設ける際に面会可能な相手の範囲を「家族」と限定する医療機関は少なくない。そのような場合に、同性パートナーは、法的には他人であり「家族」ではないと扱われ、面会が認められない不利益を被っている。

パートナーシップ制度が広がってきた現在でも、その不利益の解消の程度はわずかである。

イ 同性パートナーが面会できない実例

性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）が全国の当事者・支援者等の声を集めて作成した「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト（第3版）」（2019年3月4日公開、甲A518。以下「困難リスト」という。）でも、「パートナーが入院したが、病室での付き添いや看護させてもらえなかった。」（通番235）ことが事例として挙げられている。

このような取扱いは、パートナーシップ制度が広がってからも、十分解消されたとはいえない。

2019年1月に行われた東京都、石川県、静岡県内の病院勤務の看護部長を対象に行われたアンケート（甲A1000：LGBTの患者対応についての看護部長アンケート。以下「東京都等看護部長アンケート」という。）では、看取りの立会いを「親族のみ」または「内縁の異性パートナー」に限定しているとの回答の合計は30.9%に上った。同性パートナーを含む旨の回答は62.3%であった（2頁）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

I C Uでの面会についても、「親族のみ」または「内縁の異性愛パートナー」に限定しているとの回答が合計33.8%に上った。同性パートナーを含む旨の回答は56.5%であった(同)。

また、2019年6月に「宮崎市パートナーシップ宣誓制度」を開始した宮崎市が、同年11月から12月にかけて宮崎市、国富町、綾町の375医療機関を対象に実施したアンケート(甲A1001:性的少数者に関する医療機関向けアンケート。以下「宮崎市等医療機関アンケート」という。)では、I C Uがある医療機関7施設のうち、「I C Uにおける面会を許可している家族等の範囲」に「同性パートナー」を含む旨回答したのは計5施設だった(6頁)。

これらの調査結果からは、同性パートナーのおよそ3割は、面会すらかなわないことがうかがえる。

全国弁護士連絡会が2022年に実施した調査(甲A661)でも、以下の回答が寄せられた(別表⑤31~37頁)。

「手術時の同意書が記載できない上、面会対象外となった。」

「パートナーが手術を受けた際、面会は結局パートナーの家族と一緒にでないと出来なかった。」

「相手が入院の際、見舞いにも行けない(法律上配偶者ではないので。パートナーシップ宣誓をしていますが、法律ではないので、と断られた)手術の同意書も書けない。」

「事故で怪我した際に、家族じゃないので面会ができなかった。」

「パートナーが入院した際に親族ではないと面会を断られました。病院に説明しましたが、責任が取れないからと面会できませんでした。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「私が病気をしたとき、彼女は家族じゃないからと面会させてもらえなかった。」

「出産の際、入院中の面会は「配偶者もしくは両親に限る」として、結婚式を挙げ一緒に子どもを作った同性パートナーの面会を受け入れてもらえませんでした。」

「同棲開始後、片方が入院し生活用品を持っていくと『家族ではないため、今の時間は面会できない』と言われ渡せなかった。入院しているほうの母親を病院に呼び、母親のみ通され生活用品を渡すことができた。」

(3) 診療情報の説明・医療同意

ア 診療情報説明の重要性

治療における家族の意味は大きく、患者を最優先にするという立場に立った上で、家族に患者の状況をできるだけ正確に知ってもらうことは極めて重要である（甲A1003：「説明と同意の基準」）。

末期がんの告知に関する事案で、最高裁は「告知を受けた家族等の側では、医師側の治療方針を理解した上で、物心両面において患者の治療を支え、また、患者の余命がより安らかで充実したものとなるように家族等としてのできる限りの手厚い配慮をすることができることになり、適時の告知によって行われるであろうこのような家族等の協力と配慮は、患者本人にとって法的保護に値する利益であるというべきであるからである」と述べる（甲A1004：最高裁第三小法廷判決H14.9.24）。

また、医療を提供するにあたり、その医療の目的、内容、リスクを含めて本人に説明し、同意を得ること（インフォームド・コンセント）は広く医療現場に浸透しているところ、意識不明等で治療についての本人の意思を確認できない場合には、家族にインフォームド・コ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

ンセントを行い、家族が治療に同意するのであれば患者本人が同意したと推定して、医療を提供するのが通例とされる。

しかしながら、この家族に同性パートナーが含まれないと扱われるおそれがある。日高庸晴教授は、同性パートナーの存在すら想定していない医療機関が圧倒的であろうと指摘する（甲A998・134頁）。

イ 同性パートナーが説明・同意から排除される実例

東京都等看護部長アンケート（甲A1000）では、患者自身に判断能力がない場合に代わりに手術の同意をとる者を「親族のみ」または「内縁の異性パートナー」に限定しているとの回答は合計55.1%である。手術をしていない、その他という回答もあったので、同性パートナーを含む旨の回答は30.6%だけだった。

また、宮崎市等医療機関アンケート（甲A1001）では、病状の説明等への同席を許可している家族等の範囲を「親族のみ」または「異性のパートナー」に限定しているとの回答が4割弱であった。患者自身が意思表示できない場合に手術の同意を得ている家族等の範囲は、手術を行っている病院の中では、「親族のみ」または「異性のパートナー」に限定しているとの回答が52.2%である。同性パートナーを含む旨の回答は計40.3%であった。

これらのアンケートからは、同性パートナーの6～7割は診療情報の説明や医療同意から排除されていることがうかがえる。

困難リスト（甲A518）でも、以下の事例が列挙されている。

「認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった。」（通番236）、「認知症・意識不明状態のパートナーについて、外科手術が必要となったが、法律上の親族の同意が必要だと言

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

われ、スムーズに治療を受けることができなかった。」(通番237)、
「認知症・意識不明状態の患者について、どのような治療を行うかを決める場合に、患者の同性パートナーの意向が考慮されなかったり、他の親族よりも軽視されたりした。」(通番239)、「病院でパートナーが死亡したが、診療経過や死亡原因等の診療情報を提供してもらうことができなかった。」(通番246)

このような事態は、本訴訟と同種事件の訴訟原告にも生じている。「結婚の自由をすべての人に」東京一次訴訟の原告であった佐藤郁夫氏は、2021年1月、脳出血で倒れて入院し、東京地裁判決を迎える前に他界した。パートナーのよし氏が佐藤氏の入院先でパートナーであると告げたものの、医師はよし氏が親族でないことを理由に病状の説明を拒否し、別室から佐藤氏の妹に電話をかけ、あくまで妹に対して説明を行った。佐藤氏の入院先は、HIV診療の拠点病院であり、多数のゲイ当事者を受け入れている病院であったが、その病院ですら同性パートナーが病状説明を受けることができなかった(甲A519)。

2024年10月、男性どうしのカップルの一方が交通事故に遭い、医療機関・福祉機関等で「家族」としての扱いを受けるために養子縁組した方の事例が報道された(甲A1005)。報道によれば、事故にあったのは2022年3月で、事故翌々日にパートナーが病院に行ったところ、「家族ではない」ということで情報ももらえなかったと明かしている。意識がない患者には親しい人の名前を呼びかけるといいと聞いたことのあったパートナーは、「私の名前を呼びかけてほしい」と依頼したが、病院は家族でないため断ったとのことである。その後も治療状況が直接伝えられることはなく、パートナーは患者の親族を介して情報を得るほかなかった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

特に、コロナ禍では、同性カップルらにとって同様の事態が生じる不安感が強まり、ビジネスニュースを主題とするウェブマガジンでも同性パートナーが医療機関で排除されるリスクを報道した(甲A1006)。

全国弁護士連絡会が2022年に実施した調査(甲A661)でも、以下の回答が寄せられた(別表⑤31~37頁)。

「パートナーが入院した際に知らされず、医師の説明も受けられず、手術の際も医師からの説明はしてもらえなかった。」

「手術同意書が家族でなくてはならないと言われた。」

「私は今年の6月に子宮頸部高度異形成という癌一歩手前の状況になり、手術を受けました。その際の術前説明は「”家族”から同行者を」とのことで、法律上家族ではない私のパートナーは、説明と一緒に聞くことはできませんでした。医師に私たちの関係について丁寧に話せば希望が叶ったかもしれません。ですが、自分の病態や身体のことので精一杯な時に、制度が無いばかりに断られるかもしれないと思いながら交渉するのは、かなりの精神的苦痛が伴います。」

「パートナーが乳がんになったとき、手術や治療について直接医師から説明を聞くことができませんでした。もともとパートナーが体が弱いのですが、彼女に何かあっても自分は治療や命に関わる場面でさえも関与することができないのだと改めて感じさせられました。」

「パートナーが怪我をし救急搬送されたさい、家族でないことを理由に主治医から病状の説明を受けられなかった」

「パートナーが事故で骨折した際に、病院まで介抱して手続きを行いました。入院時の説明などは出来ないと言われたため、後日電話で本人から聞くこととなりました。コロナ禍だったこともあり、たとえ家族であっても面会は出来なかった点はやむを得なかつ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

たですが、当人は痛みなどもあり気が動転していたため、私が入院時の説明など聞きたかったです」

緊急搬送された場合には、病状の説明を受けられないだけでなく、搬送先すらわからない事態が生じるほか、緊急搬送された際に付き添いができなかったという回答もあった。

「救急車で運ばれても連絡先を書いても、パートナーに連絡がくことはなかった」

「パートナーが緊急搬送された際に連絡が来ず、パートナーの意識が戻るまで連絡が付かなかった事がある。」

「パートナーが突然入院することになったが、数日間連絡が取れなかった。」

「救急搬送された際消防士さんや病院の方々から配偶者としてではなく、“お友達”とまるで他人のように扱われ、病室にさえいれてもらえません。」

「パートナーが救急車で運ばれた際、本人からの直接的な連絡を待つ以外に近くどこにいるかも分からずとても不安だった。」

「自分が急病のときに、救急車にパートナーが同乗しようとする
と救急隊員に嫌がられた」

「パートナーが救急車で運ばれる際、友人扱いで付き添い人として乗させてもらえなかった。」

(4) 入院手続の代理、保証人・連絡先としての扱い

患者本人が入院手続を行うことが難しい場合に家族が代わってこれを行うのが通例であり、また、患者本人に緊急の事態が生じたときには、家族としては連絡を希望するのが当然である。しかしながら、ここでも、同性パートナーは、法的な親族ではないことから、家族として扱われないおそれがある。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

この点について、NPO法人ReBitが2023年に実施したアンケート調査「LGBTQ医療福祉調査2023」(甲A1007)では、医療サービスに関する自由回答として、「病院で同性パートナーが家族として扱われず、入院時の身元保証人、家族カンファレンスへの参加、病状や治療についての説明、手術待合室での待機、集中治療室での面会等、全てができなかった。(30代、FtX・性的指向は女性、東京都)」、「出産の際に、同性パートナーをキーパーソンに指定したが、同性パートナー以外の親類に連絡が行くかもしれないと言われた。(30代、レズビアン、東京都)」という回答があった。

宇佐美翔子氏は、直腸がんの告知を受けた後、看護と治療に関する判断を(法律上同性の)パートナーに任せるという委任状を作成して病院に提示したものの、「パートナーに連絡ができるかは保証できない」と告げられた。この病院はがん治療について信頼のおける大きい病院であったため、宇佐美氏はこの病院での治療を希望していたが、緊急のときにパートナーに連絡がいかないかもしれないという状況で治療に専念することはできないため、病院を移らざるを得なかった(甲A457・4頁。その後、宇佐美氏は、2021年9月30日に逝去した)。

物心両面において患者を支える家族の存在は、患者のQOLにとって重要であるし、患者本人に寄り添い、できる限りのことをしたいという家族の思いも、また重要なものである。この点、パートナーシップ制度を利用することで、同性パートナーが法律婚の配偶者など家族と同様に扱われることが期待され、実際にそのように扱われたという声もあるものの、このような扱いが確実に約束されるわけではない。

結局は、医療機関の裁量に委ねられることになり、法律上同性の患者とパートナーは、カミングアウトに伴う精神的な負担やアウティングの

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

危険を負いながら、家族として手続きできるかどうか医療機関に相談をしなければいけないのである。

全国弁護士連絡会が2022年に実施した調査(甲A661)でも、以下の回答が寄せられた(別表⑤31~37頁)。

「彼女が緊急で入院することになり、同棲している私は彼女と一緒に救急車に乗り病院へ行きました。しかし法律上は他人なので、私には彼女の入院手続きをすることができませんでした。親族を呼んでくださいと言われ、わざわざ大阪から彼女の妹を呼ばなければなりませんでした。」

「自身が手術を受ける際、親族に1人立ち会いをしてもらわないといけないと言われた。長年付き合ったパートナーは親族としては認められず、地方に住む母にわざわざ新幹線に乗って来てもらった。」

「腰椎椎間板ヘルニアの手術にて、全身麻酔が必要な入院になりましたが、緊急連絡先にパートナーを指定することができませんでした。」

「パートナーが出産する際、入院費などの保証人?はやはり自分ではなく身内でなければいけない、出産日に何かあった場合に待機してるのも血のつながった家族が必要と言われた時も、夫婦だったらこうならなかっただろうなと思ひ残念でした。」

「パートナーが手術を受ける時の、同意書や身元保証人に、自分の名前を書くことができなかった。連絡先は2番手になったため、手術当日には義父のみが付き添い、自分が同席することがかなわず、とても不安だった。」

「パートナーが救急車で運ばれた時、医療従事者の方に同居人や友人等、赤の他人として扱われ、手続き等が代理で行う事が出来ずに絶望

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

しました。これから歳を取るに連れ、手術等が必要になった場合等、不安で仕方ありません。」

「過去数回病気や怪我で入院したが、どの病院でも緊急連絡先をパートナーではなく戸籍上の家族にする様に言われた。家族は県外在住で緊急時に対応出来ないと話しても聞き入れてもらえなかった。」

「パートナーが入院、手術の際、同意書が書けず、わざわざ遠方から彼女の兄弟に来てもらう事になった」

(5) 臓器移植

2024年9月30日、京都大学医学部附属病院は、2024年5月に、同性パートナーをドナーとする生体腎移植を実施したことを報告した(甲A1008:京都大学附属病院ウェブサイト)。移植医療について医療従事者が遵守すべき事項を定めた日本移植学会倫理指針によれば、日本における生体臓器移植のドナーは、原則として親族(6親等以内の血族、配偶者と3親等以内の姻族)に限定されており、親族に該当しない場合においては、当該医療機関の倫理委員会において、個別の承認を要するとされる(甲A1009:日本移植学会倫理指針)。

京都大学附属病院の報告によれば、本件のドナーとレシピエントは、同性パートナーとして京都市パートナーシップ宣誓制度に基づき宣誓し、法律上の夫婦又は家族と同様に取り扱う行政サービスを受けていた間柄であるということであり、このことが本件の生体腎移植の個別承認において考慮されたと考えられる。

本件の生体腎移植が、同様に移植医療の医学的対象となるものの性的少数者であるという理由でそれを享受できないと諦めている患者やパートナーにとって有益な前例となる可能性があるし、その上でパートナーシップ制度等が、個別承認の積極事情になり得ることが期待される。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

もともと、本事例をもって、現在のパートナーシップ制度等を利用することで、同性カップルが婚姻制度を利用できないことによる不利益が相当程度解消又は軽減されているということとはできない。パートナーシップ制度等は、法的拘束力を伴うものでないため、配偶者とは異なり、個別に倫理委員会の承認を必要とするものであるため、パートナーがドナーとなれることが確実に保障されるものではない。

また、生体臓器移植という患者の生命、QOLに重大な治療法について、法律上同性のパートナー間でもこれを行い得るという可能性を示した点は重大な意義を有するといえるものの、極めて限定的な場面の話ともいえる。上述のように、医療の現場では、面会、診療情報の説明や医療同意、緊急時の連絡等、患者本人や家族のQOLにとって重要な場面がさまざまある。生体臓器移植という特定の機会でも重要な前例が1件生まれたことをもって、医療分野における不利益が相当程度軽減・解消できたとは評価すべきでない。

(6) 治療の遅れにつながる危険性

ア 受診の遅れにつながる危険性

以上のように、パートナーが家族として扱われるかどうかは医療機関次第で、患者側からすれば医療機関に自分たちの関係性を説明してみるまでどのような扱いになるかわからないという状況がある。

患者にとって、説明をする相手が性的マイノリティに対して偏見や差別意識をもっていないと確認することもできないまま、自分たちが同性のカップルであることを打ち明けるのは重大な精神的負担になる。とくに、普段、性的指向を周囲に打ち明けておらず、そのため同性パートナーの存在も周囲に打ち明けていない者にとっては、医療関係者が自分の性的指向を知った後に情報が適切に管理されるのか、アウトティングされるのではないかと大きな不安を感じることになる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

そして、そのような精神的負担が生じていることは、患者にとって受診をためらわせる要因になり、それにより治療開始が遅れてしまうこともありうる。

弁護団連絡会が実施した調査(甲A661)別表⑤では、以下の回答があった。

「職場で、コロナワクチンの職域接種があった際「家族」と案内されたが、その枠に当てはまるのか質問すらできなかった。(カミングアウトすることと同等になってしまうと感じたので)」(31頁)

「救急車を呼びたいくらいの胃痙攣の時に、救急車にパートナーと一緒に乗れないのではと怖くなり、呼ぶのを諦めた。」(同上)

「婦人科受診する際に、交際や性的な関係についての確認があることや、受診自体がつらく感じて、健診を先延ばしにしてしまったことがあります。」(35頁)

また、患者と生活を共にしている同性パートナーが家族としての手続きをできないため、手続きのために遠方から患者の血縁者を呼びざるを得なかったという回答も複数見られた(31～37頁)。このような事態が生じた場合に、血縁者に連絡をとり、相手が都合をつけて、遠方から入院先まで移動するまでの過程に時間を要すれば、その分、必要な手続きが円滑に進まない事態につながる危険性がある。

イ 医療機関側がスムーズに手続きを進められない危険性

医療機関側が判断に迷い、結果、スムーズに治療を行うことができなかったという意見も挙げられている。困難リスト(甲A518)によれば、「医療機関側が、認知症・意識不明状態の患者についての安否・治療内容などの情報を患者の同性パートナーに提供してよいのか戸惑った。」(通番238)、「認知症・意識不明状態の患者について、外科手術が必要となったが、医療機関側が、患者の同性パート

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

ナーによる同意がどこまで意味を持つのか判断に戸惑い、スムーズに治療を行うことができなかった。」(通番240)という事例がある。

(7) 小括

以上のとおり、直接的に生命身体の安否に影響しうる場面であってすら、同性カップルが家族として扱われてないことによる支障が生じている。結果的に生命身体の健康状態に影響がない場合であっても、安心して安全な治療を受けるというQOLの確保に支障が生じており、看過できない不利益といえる。

医療機関や治療の場面によっては、自治体の制度もしくは個別的な判断により、同性カップルが家族として扱われるケースも生まれているものの、割合としては多くはない。同性カップル当事者にとっては、自分やパートナーがいつどのような事情で、どの医療機関にかかることになるのか、どのような治療を要するのかが不明な中で、家族としての扱いを受けられるのかどうか確実な見通しをもつことはできず、不安な立場に置かれている。

このように、法律婚できないことによる不利益が部分的には解消・軽減しているとしても、相当程度解消・軽減しているとは到底言えない。

2 緊急時の警察対応等

上記「1」では、主に、カップルの一方が医療機関にかかり、パートナーが医療機関に連絡を図った場合に被りうる不利益について論じた。

しかし、カップルの一方が突然の事故や事件により、緊急搬送されたり死亡したりした場合には、そもそもパートナーが搬送先や遺体安置先の情報を知ることができるかどうかという問題が生じる。救急車による緊急

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

搬送の場合の事例は上記「1」でも触れたが、警察からの情報提供においても同様に「家族」ではないとして同性パートナーは排除されている。

例えば、文京区でパートナーシップ制度を利用していた女性どうしのカップルの一方が2023年3月に交通事故に遭い亡くなった事案(甲A815)では、被害者の勤務先から連絡を受けたパートナーが警察署で「自分のパートナーが職場の近くで交通事故に遭ったと聞いたので、事故の詳細を教えて欲しい」と伝えたところ、「親族じゃないので教えられません」と情報提供を断られた。被害者の弟を経由し、遺体が安置されている警察署を知ることができた(8~9頁)。そして、さらに警察の聴取を受けたところ、同性カップルが普通の人ではないと言うような偏見が透けて見える質問を浴びることになった(10頁)。

同性パートナーと死別した方の手記を掲載しているウェブページ(甲A1010)でも同様に警察からの情報提供がなかった事例が記録されている。

ある男性どうしのカップルの事例(甲A1011の1~)では、手記作成者が旅行から帰宅したところ、自宅で過ごしていた同性パートナーが倒れており、救急車を呼んだが既に死亡していた(甲A1011の3)。そのため警察が自宅に来て、パートナーの遺体を回収していった(甲A1011の4)。1週間何も連絡のないままで、手記作成者が問い合わせをしたところ、幼い頃に行き別れた兄に身元確認を依頼していると告げられた。長く家族として暮らしてきた手記作成者による身元確認は認められなかった。1か月経過して、遺体は行政が引き取ることになった(甲A1011の7)。火葬は行政が行い、手記作成者は「友人」として同席を認められた(甲A1011の8)。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)でも「お互いに万が一のことがあった時に真っ先に連絡が来るのは自分ではないのだろうと常に考えて

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

しまい、お互いに連絡が取り合えないことが大変不安に感じる。婚姻関係であれば無くて良い不安である」という回答が寄せられた(54頁)。

3 要介護等の状況における不利益

(1) 成年後見制度の利用における不利益

法定後見制度の申立てができるのは、配偶者又は4親等内の親族等に
限られており(民法7条、11条、15条)、法律上同性のパートナー
は申立てをすることができない。

同性カップルの一方が判断能力を失った場合、親族の協力が得られる
状況であれば親族を申立人として成年後見申立てを進められるであろう
が、親族に対してカミングアウトしていない場合や、カミングアウトし
た結果疎遠になったような場合には、親族の協力は現実的でなく、市町
村長の申立てによらざるを得ない。そのため、スムーズな申立てができ
ない可能性もある。困難リスト(甲A518)でも、「パートナーが認
知症を発症したが、後見・保佐・補助の申し立てができなかった。」と
いう事例が寄せられている(通番199)。

これとは逆に、親族が同性パートナーの意向を無視して、後見申立て
を進めてしまうことで、判断能力喪失以前の本人の意向が尊重されない
結果を招く危険もある。

これらの問題は、パートナーシップ制度の利用によっては解消できな
い。

予め任意後見契約を締結しておくことで上記の不利益を回避すること
は可能であるが、任意後見契約は公正証書による必要があるため(任意
後見契約に関する法律第3条)、公正証書を作成するための経済的・時
間的負担が生じる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

渋谷区のパートナーシップ制度では、婚姻を合意する公正証書の作成を利用要件にしているため、利用者アンケート(甲A985)によれば、利用者の62.9%があわせて任意後見契約公正証書を作成している。任意後見契約公正証書を作成しなかった利用者のうち、理由として「公正証書を作成するための費用が高いから」と回答したのは50%であった(スライド27)。

(2) パートナーやパートナーの親族の介護における不利益

介護の関係では、社会全般に親族のいない高齢者が増えていることとの関係で、法律上の家族でなくともキーパーソンとして要介護者のケアに関与できる余地は増えているようである。

しかし、就労先で介護休暇の取得を希望した際や、民間サービスにおける「介護割」制度の利用を希望した際に、親族でないことが理由で利用できない場合がある(甲A661・別表⑫)

4 パートナーの死後における生活保障からの排除

(1) 相続制度からの排除

婚姻した異性カップルの一方が死亡した場合(同法882条)、遺された者は、「配偶者」として常に相続人となる(同法890条、900条1号ないし3号)。このような配偶者相続権の趣旨は、夫婦別産制(同法762条1項)の下、共同生活関係で一方の協力によって形成された財産を清算するとともに、遺された者の生活利益の保障を図るというものである。

他方、婚姻できない同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者は、「配偶者」に該当しないため、相続人となることができず、相続権が認められない。したがって、同性カップルの一方が死亡した場合、遺

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

された者は死亡したパートナーの遺産を承継して共に築いてきた財産を清算することもできないし、その後の生活基盤も損なう。

例えば、同性カップルが実質的には二人で共同して不動産を購入し自宅として生活している場合に、購入時に法律上の夫婦でないことが理由で共同ローンを組めずローンを一人の名義にした場合には、それにあわせて所有権も単独名義になっている。名義人となった側が先に亡くなり死別すると、不動産は相続財産になり、法定相続人が不動産を取得してしまう。遺されたパートナーは自宅不動産に住み続けることができない。不動産という経済的価値の高い財産を失うだけではなく、日々の生活の拠点や亡くなったパートナーと共に暮らした思い出のある自宅を失うのであり、社会的にも精神心理的にも損失を被る。

また、予め遺言書を作成しておくことでパートナーに財産を取得させられるよう手当をすることもできるが、公正証書遺言を作成するためには費用や時間の負担がかかるほか、法定相続人から遺留分侵害額請求を受ける紛争リスクが生じる。さらに、財産を取得する際には、相続税ではなく贈与税の扱いになるため、法律上の配偶者が相続人として財産を取得する場合に比して多額の税負担を負うことになる。

甲A814号証は、2016(平成28)年3月に45年をともにした同性パートナーを亡くした男性の陳述書である。この男性は、自身の預貯金を開業資金にしてテキスタイルデザインの事業を営んでいた。業務はこの男性がしていたが、パートナーが年上で「一緒にやる」と言ったため、事務所の賃貸借契約や売り上げを入金する口座はパートナーの名義にしていた(4~5頁)。そのパートナーが亡くなり、パートナーの妹が相続人として一方的に廃業通知を取引先に送ったり、事務所の賃貸借契約を解約したりしてしまった(12頁)。自宅の賃貸借契約もパートナー名義であったため、相続人により解約されてしまった上、自宅

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

内のパートナーの持ち物を無遠慮に探し回られ持ち出されてしまった (13～14頁)。

全国弁護士連絡会が実施した調査(甲A661)でも、以下の回答が寄せられた(別表⑦)

「16年寄り添ったパートナーが死亡した際、彼の物件に住んでいた私はすぐに家を出て行くよう彼の家族から指示された。また持ち物についてもどれがどちらのものか曖昧で、相手が亡くなったショックの中、ほぼ全ての物を彼の家族にとりあげられてしまった。」

「もし自分が亡くなったとき、相手が家に住み続けることができなくなるのが不安。」

「家を購入したが、私が亡くなった場合生計を一緒にして一緒に住んでいるパートナーが住み続けられないのではないかと心配している。」

「私達はパートナーの単独名義でマンション購入しました。が、私達は「法律上他人」。パートナーが死亡した際は原則パートナーの親族の持ち物になります。遺言で残すことは可能ですが贈与税がかかること、また遺留分は親族が請求可能です。私と折半してローンを払っており、「パートナーの親族は一銭も出していないのに」です。」

「パートナーが亡くなった時にパートナーの子供に資産を全て取られた。」

「私の方が稼ぎが多く貯金もあるけど私が仮に死んだ時この貯金は遺言を残さない限りは彼女のものにはならないし、今死んでしまうとただの他人にしかならないと考えると辛い」

「この先、生涯を共にしたとしても私が亡くなれば私の預金口座は凍結されて彼女が相続することもできません。老後に大切なお金を残してあげられないことは不安です」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「私は昨年癌の手術と放射線治療を受け、現在は再発予防の治療中です。有事に備えて公正証書は作成しましたが、私が死んだ場合、パートナーは家族ではないので遺体の火葬許可をもらうことが出来ません。また、公的遺言書を作成しても、幼少期に虐待をしていた親には遺留分請求の権利があり、これまで一生懸命働いて貯めた財産も彼らに吸い上げられていきます」

「契約書を作成することで病気や死亡に備えることはできるが、全て揃えるには最低ラインでも20万円はかかると知り、なかなか踏み出すことができていない。」

(2) 配偶者居住権等からの排除

婚姻した異性カップルの一方が死亡した場合、配偶者居住権（同法1028条以下）及び配偶者短期居住権（同法1037条以下）の制度（以下、「配偶者居住権等」という。）が新設され（平成30年法律第72号）、遺された者は、「配偶者」として、相続開始時に居住していた被相続人所有の建物の使用を、終身又は一定期間認められるようになった。

他方、婚姻できない同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者は、「配偶者」に該当しないため、配偶者居住権等が認められない。上述のとおり、同性カップルの一方が死亡した場合、遺された者は居住していた建物を使用できなくなり、生活の拠点を失いかねないという不利益が生じているところ（甲518困難リスト通番203）、遺された配偶者が生活の拠点を失うことがないよう整備された権利からも排除されたままである。

(3) 葬儀や遺骨の引取りにおける他人扱い

カップルの一方が死亡した場合の祭祀主催者は、死亡した本人の指定がない場合は、慣習によって定まる（民法897条1項）。遺された者

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

は、死亡した本人の指定がない限り、葬儀や遺骨の引取りについて、パートナーとして扱われるか否か不安定な立場に置かれる。

困難リストでは、「パートナーとの死別に際して、パートナーの家族から喪主になることやお骨の引き渡しを拒否された。」(通番20

1)、「パートナーとの死別に際して、親族から葬儀への参列の声が掛からなかった。」(通番202)という事例が挙げられている。

甲A814の陳述書の男性は、亡くなったパートナーの遺体の安置された霊安室に入ることも相続人に拒否され(10頁)、葬儀では会場に早く赴くと相続人から「まだ時間があるので、一般の方は入らないでください」と言われ会場で待つことすらできず、一般参列者席でしか参列できず、棺に近づくことも阻まれ、お骨拾いへの参加も「お断りします」と拒絶された(11頁)。

甲A815の陳述書の女性は、パートナーの生前、どちらが先に亡くなっても同じ海で散骨したいと二人話をしていたため、パートナーの死後、海で散骨することを希望したが、パートナーの親族は異なる意向で、最終的には親族の意向に従うことになった(12頁)。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)でも、「私が働いて、彼女が専業主婦の関係で10年近く同棲をしたパートナーがいました。生活費のすべてを私が支払っていました。私名義の持ち家に住んで、彼女が家事をして、男女で考えるとよくある”普通の”夫婦生活。お互いの家族にはっきりとカミングアウトはしていませんでしたが、お互いの家族ともに気づいていたと思います。そして一昨年、専業主婦の彼女が突然交通事故で亡くなりました。私と彼女は実質的な生活は夫婦生活を送っていましたが、法律上では赤の他人。お通夜とお葬式に参列しましたが、喪主にもなれないし、親族席にも座れません。向こうの家族からは”今まで仲良くしてくれてありがとうね”と言ってはいただけましたが、納

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

骨もできない。最後のお別れもできない。誰よりも一緒に過ごしていたはずなのに、そばに座ることもできない。本当に悲しかったし、無力でした。」との回答が寄せられた(55頁)。

NHKの番組取材に登場した女性は、27年ともに暮らした同性パートナーと死別した。葬儀の時の思いを以下のように語っている(甲A1012)。

「私は葬儀の喪主になれませんでした。いちばん長くいた“配偶者”だったら喪主になるはずですが、そうではなく…というところは、つらかったですね。葬儀の時、前の席にパートナーの弟さんの奥様が座っていらしたんです。その方はパートナーとは恐らく10回会ったか会わないくらいなんですけど、『ああ、“お義姉さん”ともっと話ができてたらよかったな』って“お義姉さん”っていう言葉を使ったんですね。

他方、私はこんなに長くいたのに、親族としての呼びかけを使うことができない。」

(4) 小括

カップルの一方が死亡した後に、遺されたパートナーの生活は非常に不安定である。民法上の制度により不利益を部分的に解消・軽減できるが、その範囲は法定相続と比べれば限定的であり、不利益を解消・軽減するための負担は大きい。

5 子育て／子の福祉との関係での不利益

(1) 共同親権を設定することができない

控訴人ら第5準備書面で詳述したとおり、日本社会にも、共同で子どもを養育する同性カップルたちが多数暮らしている。

例えば、女性が一度は男性と婚姻して配偶者との間で子どもをもうけたものの、その後離婚し、女性とカップルになり、パートナーと共同で

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

子どもを養育するケースなどである。また、女性どうしのカップルのうち一方が生殖補助医療を用いて出産するケースもある。いずれのケースでも、実親と同性パートナーがともに親として子育てをしていても、法律上の親子関係や親権があるのは、基本的に実親のみである。

異性カップルの場合、未成年の連れ子のいる状態で婚姻をして、婚姻相手と子が養子縁組をすれば、民法818条3項本文「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。」に基づき、二人とも親権者になれる。

しかし、同性カップルは、子が未成年者である場合、パートナーと子が養子縁組をしようと思うと、実親とパートナーが配偶者関係にないため、家庭裁判所の許可を得る必要がある(民法798条)。さらに、その場合には、子は実親ではなくパートナーの氏を称することになり(民法810条)、親権者は養親となったパートナー一人になる(民法818条2項「子が養子であるときは、養親の親権に服する。」)。すなわち、実親が子どもとの関係性を第三者に説明する際に氏が異なる点について説明する負担が生じるし、実親が親権を失うことになる。このため、ほとんどの同性カップルにとって、一方の未成年の子とパートナーが養子縁組をするのは現実的な選択肢ではない。

(2) 子どもの教育における不利益

保育園や幼稚園、学校等の教育機関への入園・入学手続きについては、法律行為であるため、原則として子の法定代理人である親権者による手続きが求められる。そのため、親権を有する実親のみで一人で手続きしなければいけない負担が生じる。

日常的な送迎の他、式典、運動会、授業参観、保護者面談など保護者として関与する行事においては、実親の同性パートナーも保護者として

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

参加できる余地がある。しかし、一律的に取扱いを定めるガイドライン等は存在しないため、対応は教員や教育機関の個別判断に委ねられる。

例えば、埼玉県内では、全64市町村のうち、63の市町村でファミリーシップ制度ないしパートナーシップ制度が導入されているものの、保育園等の送迎が可能であると明示されている市町村は、24と半数にも満たない(甲A991)。パートナーシップ制度がない自治体はもとより、制度が導入されている自治体においても、同性カップルが保護者として扱われることの保証はない。

送迎や行事等を実親のパートナーが参加を希望する際には、教職員が性的マイノリティに偏見や差別感情を持っているか否かがわからない状態で、同性カップルであることをカミングアウトし、参加の可否を相談しなければいけない。日頃、周囲に性的指向を明かして生活している者であっても、偏見や差別感情の有無がわからない相手に、希望に沿わないカミングアウトをするのは大きな精神的負担になる。もし相手に偏見や差別感情があったとしても、偏見や差別の目から逃れるために子どもを転校させるなどの対応は困難であり、カミングアウト後の状況に大きな不安を抱えながら性的指向を打ち明けることになる。カミングアウトの相手が教育機関の教職員であれば、露骨に差別的な反応はされにくいと予想されるが、困惑や戸惑いを含んだ反応をすることは多いにあることで、そのような状況で手続きのたびにカミングアウトを伴う説明を繰り返すことは大きな心理的負担となる。

さらに、担当の教職員に打ち明けた後に、他の教職員や他の保護者へのアウティングに繋がる不安もある。個人情報扱いに不備があり、ひとたび他の教職員や保護者などにアウティングされれば、さらに広い範囲に情報が広がってしまう危険性があるし、その分、偏見や差別感情を向けられるリスクも増大する。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

とりわけ、日頃周囲に一切性的指向を明かしておらず、同性パートナーがいることを明かしていない者の場合には、このようなアウトティングの危険を避けるために、行事に保護者として関与することを断念せざるを得ないこともある。

さらに、そのような状況であると、家族に関する作文や絵を作成する授業の際、子どもが実親のパートナーを「親」と認識していても作文や絵に登場させていいのか分からず困惑する状況も起こりうる。学校と保護者の関係について、保証がない状況ゆえに、子どもにとっても精神的な負担が生じうる。

さらに、教育機関側が保護者として扱った場合でも、同性カップルに対して嫌悪感を持つ者が、差別感情に基づきその扱いについて教育機関に対し不当な問い合わせやクレームを入れる危険もありうる。その場合、同性パートナーを保護者として取り扱うかについてガイドライン等のない状況であるため、教育機関側が不当な問い合わせやクレームに屈しない対応ができるのかという不安が残る。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)では、以下の回答が寄せられた(別表⑮)。

「保育園の送迎は基本的に法律上の親権者のみ。」

「保育園入所の手続きの際に、親として認めてもらえない為、産んだ側にのみ負担が多くかかることとなってしまった。」

「子供に関係する場合はパートナーとの関係を話している。市役所の窓口では毎度対応に時間を取られ、態度も露骨に戸惑いが現れることが多く、気持ち的にしんどいと感じることがある。」

「学校には入学時に説明しているが、もしも子どもがからかわれたときに、先生がどう対応するのかは未定。子どもの友人の保護者にも、どこまで話すべきかは関係によるため、毎回迷う。『もう一人の保護者で

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

す』とのみ伝えているが、それ以上のことは聞かれない限り話をするこ
とはない。」

「保育園で延長保育があったり、登園中にお薬を飲ませてもらう際は
書類へサインが必要だが、送り迎えをしてくれるパートナーが書類サイ
ンを断られたために、わざわざ書類記入のためだけに私が保育園へ行か
なければいけなかったり、お昼に必要なお薬を飲ませられないことがあ
った」

(3) 子どもの医療機関受診時の不利益

子どもが医療機関にかかる際、医療機関は法定代理人である親権者の
同意を求める。上記(1)で述べたように、カップル二人ともが親権を
行使できる状態にはできないため、親権のないパートナーが子の受診に
付き添うと、医療機関から親権者を連れてくるように求められてしま
う。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)では、以下の回答が寄せられ
た(別表⑮)。

「子供を病院に連れて行くのはいつも親権者である私(疾患持ち)で
心身の負担が大きい、コロナ禍の現在はパートナーが診察室に入れな
い」

「以前子どもが交通事故で救急外来に搬送された時、配偶者が対応し
ていて私に連絡が取れない状態であった(私は出張で連絡不可だっ
た)。その際に手術の同意が取れず、時間がかかった。その場で配偶者
が担当医師に『我々は母国で結婚している』と伝え、その時の医師の判
断で彼女は同意書にサインをすることができた。異なる医師であった場
合の対応がどうなったかについては、想像したくない。」

「産院でのサインや説明等は親権者である私のみにということでし
た。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

また、本件と同種事件の「結婚の自由をすべての人に」東京1次訴訟で原告の小野春氏は、陳述書(甲A454・16頁)において、小野氏の実子が医療機関を受診した際、自身が付き添いの都合をつけられずパートナーの西川氏に付き添ってもらったところ、医療機関が西川氏に対して、実親である小野春氏が来られないならもう一人の実親(長らく子と会っていない父親)を連れてくるように告げられた経験を明かしている。

(4) 育児休暇・看護休暇取得との関係での不利益

女性どうしのカップルで一方が生殖補助医療等により出産する場合には、パートナーが子の誕生後に育児休暇を取得したいと希望しても、ほとんどの職場では法律上の親子関係がないため認められない。また、同性カップルで養育中の未成年の子が体調を崩して看護のため看護休暇を取得したいと希望した場合も同様である。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)では、以下の回答が寄せられた(別表⑮)。

「法律上親権者ではない方が育児休業を相談したが、取得できなかった。看護休暇は法律上の親権者のみ取得している。」

「男女カップルであれば取得できる育休が取得できないため、産後の母体に負担がかかることとなってしまった。」

「制度さえあれば育休を取りたいと言っていたパートナーですが、職場に相談したところ、やはり手続きなどが難しく、なるべく融通はきくようにスケジュールは組むとは言ってくださいました。」

(5) 税・社会保障上の不利益

上述のとおり、税制度や社会保障において子育てする法律婚夫婦が享受する種々の利益については、同性カップルは「配偶者」に当たらな

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

いため、享受できていない。このことによる経済的不利益は、とりわけ子育てをしている同性カップルには大きな負担になっている。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)では、以下の回答が寄せられた(別表⑮)。

「私の彼女はシングルマザーです。子供が3人います。しかし同性婚が認められない現状、扶養にも入らない。だから児童手当がないと生活も厳しい。一緒に住む家を建てたいけれど、生計が同じとみなされたら児童手当ももらえない。私の給料ではとてもじゃ養うことはできない。世の男性が羨ましい。同じ人間で愛する人がいるのは同じなのに。男女と言うくくりでこんなにも差があるのは本当に生きづらい」

「現在、子供を育てているが、二人で親権を持つことが出来ず、どちらか1人が『子供と同居している大人』というだけの扱いになる。結婚している家庭が対象の税制優遇は対象外、認可保育園審査時の減点対象となることに納得がいかなかった。」

(6) 子の実親(親権者)が死亡した際に生じる生活の危機

同性カップルで未成年の子を育てている場合に、1人しか親権者でいられない以上、その者が死亡した場合には、パートナーと子どもが互いに親子と認識している場合でも親子としての生活を維持できなくなる。

親権をもつ実親が予め遺言による未成年後見人の指定(民法839条1項)をしておくことで回避する余地があるが、その手段をとるには遺言を作成するという時間的・経済的負担が生じる。そのような備えをしていない場合や、実母が存命のまま意思能力を喪失した場合等は、子育てを実際に担っている者が親権を行使できない状況に陥る。

上述したような、入園・入学手続きや医療機関の受診など、親権者でないとできない手続きが進められず、子どもの健康や養育環境に重大な支障が生じる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

そして、子が未成年の場合（特に単独で養子縁組ができない15歳未満の場合）、非監護の実親がいる場合には、その者が親権者となると考えられる。その親権者がパートナーと子の関係の維持に協力するとは限らない。

もしファミリーシップ制度を利用していたとしても、子の実親のパートナーが死亡した場合に、制度を利用している家族という扱いが維持されるかどうかは制度によって異なるし、仮にその扱いが維持できたとしても、親権者に対抗するような法的拘束力はない。

例えば名古屋市のファミリーシップ制度では、宣誓者の一方が死亡したときにファミリーシップ宣誓書受領書を返還しなければならないことが原則となっている。ただし、宣誓者が引き続き子とのファミリーシップ関係の継続を希望し、生計を同一としている場合は、この限りではないとしている。子の実親が死亡したときも、残されたパートナーと子とのファミリーシップ制度利用関係は維持される余地がある。しかし、親権者となった者が、子の意向と異なり「ファミリーシップ関係の継続を希望しない」と意思表示する可能性はある。

したがって、ともに子育てをしている家族実態があっても、実親が亡くなった場合には家族としての生活を維持できなくなる危険が大いにある。実親が亡くなるという状況であれば、パートナーにだけでなく子にも多大な精神的心理的な負荷が生じているはずであるから、それまで実親とともに家族として暮らしてきたパートナーの存在は子にとっても重要な心理的よりどころとなる可能性が高い。そうであるにもかかわらず、その関係が切り離されるとすれば、子の福祉に反する事態というほかない。

全国弁護士連絡会の調査（甲A661）では、以下のような不安の声が寄せられた（別表⑮）。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「私のパートナーと私達が二人で育てている子どもは、万が一私が死亡したら赤の他人になります。子どもが産まれたその日から共に愛情を注ぎ、大切に育ててきたのに、あっという間に引き裂かれてしまいます。パートナーも子どももそんなことは望んでいません。私たちをどうか家族にしてください。可哀想な人たちにしないでください。」

「出産をひかえ、パートナーにも法律上子供の親になってほしい。私にもしもの事があった時パートナーと子供の事が心配。」

(7) 小括

子育てをしている同性カップルにとっては、地方自治体のパートナーシップ制度の利用による影響が及ぶ限度や、教育機関の個別判断で対応可能な限度では、わずかに不利益が解消・軽減されているものの、日々子どもの福祉にかなう生活を構築・維持するうえで必要な利益の数々が享受できない状態が続いている。

不利益が相当程度解消・軽減したとはどうも評価できない。

6 就労における不利益

(1) 福利厚生制度からの排除

一般企業においては、従業員に対する福利厚生として、扶養手当、家族手当、住宅手当等の各種手当や、慶弔休暇・慶弔見舞金などの制度を用意していることが多いが、これらの制度は基本的に法律婚を前提としている。ほとんどの場合、同性パートナーは親族・家族ではないとしてこれらの福利厚生を受けることができない。2022年に日本労働組合総連合会が実施した「夫婦別姓と職場の制度に関する調査2022」

(甲A1013)によれば、配偶者に関する手当について同性パートナーにも支給されるとの回答のあった職場は2.8%にとどまった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

パートナーシップ制度のある地方自治体の職員であっても同様に、配偶者を前提とした福利厚生から排除されている状態が多く残っている。例えば、埼玉県内の市町村のパートナーシップ制度の整理（甲A990）でも、「市町村職員の給与制度（扶養手当等）」、「市町村職員の休暇制度（結婚休暇等）」「市町村職員互助会における給付（結婚等祝金等）」の項目で同性パートナーの利用を認める自治体は多くない。制度のある62市町村の中で3項目とも同性パートナーの利用を認めるのはたった1か所（伊奈町）だけである。3項目とも認めていない自治体は49か所あり、パートナーシップ制度のある62自治体の79%を占める。

困難リスト（甲A518）では、以下の事例が報告されている。

「パートナーが業務上の理由で死亡し、使用者に対して遺族補償の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。」

（通番168）、「パートナーとの死別の際、使用者に対して、死亡退職金の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。」（通番169）、「パートナーとの死別などの際、使用者に対して、見舞金・慶弔金の支給を申し込もうとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。」（通番170）、「パートナーやパートナーの親族との死別の際、使用者に対して、慶弔休暇・忌引を申し込もうとしたが、配偶者等ではないことを理由に拒否された。」（通番171）、

「使用者に対して、パートナーと共に育てている子どもの育児休業・看護休暇を取得しようとしたが、法的な親ではなく、養育していると認められないことを理由に拒否された。」（通番172）、「使用者に対して、パートナーやその父母の介護休業・介護休暇を取得しようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。」（通番173）、「パートナーの子どもの育児を理由に残業の免除を申請したが、法的関係が

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

ないことを理由に認められなかった。」(通番174)、「使用者に対して、扶養手当・家族手当の給付を申し込もうとしたが、パートナーやその子どもが法的な配偶者や子でないことを理由に拒否された。」(通番175)、「使用者に対して、パートナーと委託保健施設・保養所の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否されたり、割引料金の適用がなかったりした。」(通番176)、「使用者に対して、パートナーとの寮・職員住宅の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」(通番177)、「使用者に対して、パートナーとの寮・職員住宅の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」(通番178)、「使用者に対して、パートナーの健康診断・人間ドックの割引利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」(通番180)、「職場に対し、パートナーを扶養家族として、給与からの所得税の控除額を低くしてもらおうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。」(通番181)、「配偶者・扶養家族を対象としたキャリア形成、健康診断や財産形成等のライフプランについての、職場からの情報提供を、同性パートナーが受けることが出来なかった。」(通番184)、「海外赴任先で同性パートナーと結婚し、当然に配偶者扱いしてもらえたが、同じ企業の日本支社に赴任したらその家族扱いがなくなり、住居手当等が使えなくなり、心理的、金銭的負担が大きかった。」(通番185)。

近年は、同性パートナーも福利厚生の対象とする企業もあるが、各企業の判断に委ねられるのであり、法律婚同様の扱いが保証されていない。このことは、パートナーシップ制度等の利用によっても変わらない。また、制度があったとしても、困難リストで「会社が同性パートナーにも福利厚生を適用するよう社内規則を変更したが、上司を通さない

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

と申請できず、また、誰がその内容を見ることができるのか不安で、希望していても申請することができない。」(通番186)、「職場に登録する緊急連絡先に同性パートナーを指定したところ、関係をしつこく詮索されたり、親族以外の人には登録できないと言われたりした。」(通番187)とあるように、運用上の問題もある。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)でも、上記困難リストの事例と同様の事態が多数回答された(別表④)。とりわけ、以下のとおりパートナーシップ制度を利用した者からも同様の回答があった。

「現在の、私たちの事実上の結婚にあたるパートナーシップ宣誓をし、職場の上司に報告しましたが、1番上の上司までは報告が行っておらず、祝い金等はもらえないまま、時間だけが過ぎていきます。パートナーやお互いの家族等に何かあった際には、休暇等がもらえるのか、どういう扱いをされるのか不安です。」(25頁)

「結婚できないが故、会社で結婚休暇が取れないので不公平だと感じる。また、結婚をしていればパートナーに不幸や急なトラブルがあった時にすぐ駆けつけられる(職場の理解がある)が、今は上司の理解度に左右される(上司が理解がないとそれが許されない)。非常に保守的なお役所仕事なので、いくらパートナーシップを結んでいても、公的にパートナーと認められていないと理解はないように思います。」(27頁)

「法律的な婚姻ではないため、パートナーシップ宣誓をしていても異性間の結婚では対象となる結婚に伴う休暇や祝い金などが会社から支給されませんでした。会社からは「法律が変わらないと社内規程を変えられない」と言われました。」(30頁)

このような不利益は、単に経済的な不利益にとどまるものではない。同じように職場で過ごし仕事をする同僚たちとの間で、パートナー関係

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

にあるのが法律上異性か同性かという違いだけで、様々な取扱いの違いが生じ続けることが、精神的な負荷にもつながる。

上記調査(甲A661)では、「同性婚をして堂々と認められ祝われたい」(23頁)、「社会保障制度が適用されなかったり、職場でパートナーの存在がないものとされたり、在籍企業の福利厚生制度である結婚祝金も支給されない等、日々社会から取り残されていると感じている。」(24頁)、「実際にはいる大好きなパートナーの存在を隠さなくてはいけない事に寂しさを感じる。とても幸せなのに周りに寂しい人、と思われるのは嫌だ。」(24~25頁)、「パートナーやお互いの家族等に何かあった際には、休暇等がもらえるのか、どういう扱いをされるのか不安です。」(25頁)、「小さな事ですが、会社で、結婚をすれば、お祝い金と、特別休暇をとっていく人たちを見ると、なんだか認められていないようで悲しくなります。」「戸籍上の婚姻関係を示すことができないだけで1年84万、10年で840万の収入差が生まれるのは明らかに格差だと思う。」(26頁)、「たとえ努力しても、パートナーが同性であるというだけで、平等に制度を使う権利を認められないという事実と体験は大変残念で、金銭的、精神的な負担は大きく、憤りと悲しみを感じた。明らかな不平等であり、差別である。」

(26~27頁)、「結婚できないが故、会社で結婚休暇が取れないので不公平だと感じる」、「日本社会から排除されていると感じざるを得ない。」、「自身の置かれている不自由な現実との差にどうしようもない絶望感を感じることもある。」(27頁)、「アニバーサリー休暇や介護休暇は家族のみに限定されているので、法律上は他人のお二人には適用されないと人事に言われた。その後職場の後輩の新婚夫婦がアニバーサリー休暇を取得していて悔しかった。」(29頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

このような回答から、不平等に由来して重大な不安や疎外感、屈辱感が生じていることがわかる。福利厚生制度から排除されている状況は、経済的不利益だけでなく、精神的不利益も生じさせている。

(2) 人事上の取扱いでの不利益

配転や出向等の転勤を伴う人事において、通常、同居家族らのことを配慮されることも多い。しかし、同性パートナーがいても、その者は親族・家族ではないとして、パートナーとの暮らしに配慮がないまま転勤等を命じられることがある。

困難リストでは、「努力して海外赴任のチャンスを勝ち取ったが、同性パートナーを家族として会社に認めてもらえないため、赴任地に同行させられず、海外赴任を諦めた。」(通番154)、「同性パートナーの存在を隠しているため、単身者扱いで転勤を命じられた。それでもカミングアウトできる環境ではなく、しぶしぶ転勤命令に従わざるを得ず、望まない単身赴任となってしまった。」(通番155)、「差別的に取り扱われるのではという不安で、異動先に同性パートナーの帯同を申請できず単身赴任になったが、遠距離恋愛になり、精神的にも金銭的にも負担が大きかった。」(通番156)、「職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず、昇進・昇格できなかった。」(通番157)、「海外赴任を打診され自分も行きたいと思ったが、赴任先の国では同性間の性行為が犯罪とされていて、自分が同性愛者だと知られてしまったら刑罰の対象になるかもしれないと恐ろしくなった。会社にはカミングアウトしていないため、事情を話して赴任先を別の国にする等の配慮を求めることもできず、海外赴任自体を諦めた。」(通番159)、「パートナーの介護や連れ子の育児の負担が考慮されないまま、使用者から遠隔地への配転・出向を命じられた。」(通番179)という意見が挙げられている。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

全国弁護士連絡会の調査（甲 A 6 6 1）でも、上記困難リストの事例と同様の事態が多数回答された（別表④）。

なお、そもそも性的指向をカミングアウトしていない者の場合には、同性パートナーの存在を勤務先に隠しており、勤務先が同性パートナーの存在を認識していないことも多いにありうる。その場合、勤務先は当該従業員が一人暮らしであるという認識の下で転勤等を命じるであろう。このような事態は、パートナーシップ制度を利用している者でも起こり得る。パートナーシップ制度等は、関係性を（自治体が）公証するものではあるが、基本的に民間事業者に対する法的拘束力はなく、勤務先に対して配偶者同様の取扱いを義務付けるものではない。そうして後記「（3）」で述べるとおり、同性パートナーの存在を明かすことで性的指向を理由としたハラスメントを受ける危険も依然ある。そのような状況であれば、パートナーシップ制度を利用していても職場ではカミングアウトできないと判断することは多いにありうる。

（3）SOGI ハラスメント被害

全国弁護士連絡会の調査（甲 A 6 6 1）では、以下の回答が寄せられた（別表④）。

「上司がLGBTQに無理解な上、アウティングをされて退職した人が身近にいて自分も長期就労は無理だと感じた。」（25頁）

「職場が同性愛者への理解が無かったり揶揄する環境だった為、転職が多くなり中々給与が上がらず生活が厳しい。また理解があるという体裁の会社でも中の人はそのとは限らない為相談窓口があっても利用できない。以前の職場でパートナーがいることを公言した事があるが、それを売りに客寄せをしろと言われた。」（25頁）

「私の元パートナーは自死しました。職場で自身のセクシュアリティをカミングアウトしたところ、それを理由に理不尽な扱いを受け、自死

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

を選びました。私は死に目に会うことが出来ませんでした。・・・死に目に会うことが出来なかったことに対し、やるせなさや絶望を感じました。」(26頁)

「世間一般の結婚適齢期であるため、仕事で接する人の多くに結婚は良いものだとの意見を押し付けられた。自分は結婚したくてもできないのにといつも辛い気持ちになる。また、子どもを早く作れ、などとも意見を押し付けられ、それらの意見と自身の置かれている不自由な現実との差にどうしようもない絶望感を感じることもある。」(27頁)

(4) 小括

上記類型の不利益について、パートナーシップ制度や企業側の取り組みによって解消・軽減されている部分もないわけではないが、割合としては圧倒的多数の職場で不利益が残存している。社会全体で見た総数や、損失の総体をみれば、相当程度解消・軽減されているとは到底言えない。

7 住まいの確保にあたっての不利益

(1) 賃貸物件への入居

同性カップルが民間賃貸住宅への入居を申し込んだ場合、賃貸人や不動産会社が賃貸に消極的な態度を示すことが珍しくない。家主が性的マイノリティに対し偏見に基づき拒否的な感情を抱いていたり、結婚しているふうと同様の関係と理解せずにルームシェアと誤認識されたりすることが理由である。ルームシェアの場合、長期的に二人で共同生活を送ることを前提としているわけではないから、いずれ一方が異性と結婚して退去してしまうと理解される。そのため、一方が退去した後に残りの一人で家賃を支払い続けられる資力が求められてしまう。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)では、同性カップルで賃貸物件に入居する際に断られた経験や選択肢が乏しかった旨の回答が多数寄せられた(別表⑥)。以下、一部抜粋する。

「2人入居可の物件でも同性パートナーはルームシェアにあたるという事で断られた。」

「引っ越しを検討している際、ほとんど決めていた物件にルームシェアで入りたいという話を進めていたが、しつこく関係を聞かれ仕方なく同性で付き合っていることを明かすと、確認が必要なので～と追い返された。」

「同居を始める際、ルームシェアという名目では審査が通らなかった。」

「同棲する際の物件は、ルームシェア不可物件を借りようとしたところ、家族じゃ無いので大家から拒否されました。婚姻関係にある夫婦向け物件とのことでした。」

「家を借りる時の審査がなかなか通らなかった。保証人をそれぞれに用意するように言われた。」

「物件を借りる時、二人入居可の物件は男女の同棲や夫婦を想定していて、同性だとルームシェア扱いになる。二人入居可、ルームシェアは不可の物件は多く、入居できない。」

「パートナーと同居するための物件を探していたが、パートナー関係にあると関係性を説明してもシェアハウス向けの物件しか入居させてもらえなかった。」

「同性2人で部屋を借りるとなるとルームシェアになるため物件数がかなり限られて困った。良い物件はなかなか借りられない。夫婦や異性カップルなら借りられる物件も借りれない」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「友人とのルームシェアという条件でも、同性同士のパートナーという条件でも、結婚している男女と比べると紹介できる物件が少ないと不動産屋で言われた。実際、紹介される物件が少なく部屋探しがかなり難航した。」

「賃貸物件を借りる際、2人入居可の物件も同性という理由で断られた。異性カップルは婚約者ということにして審査を通すが、同性同士はカップルでもルームシェア扱いとなり難しいと言われた。」

「賃貸物件において同性の場合親族でないと貸せないと言われた」

「同居する部屋探しの際、同性でどのような関係なのかしつこく聞かれ、「友達？それ以上？」という不快な質問を繰り返されたことがあった」

「不動産屋で物件を探す際にも、パートナーと言うと不利になることが多く、友達とのルームシェアや従姉妹との同居と偽らなければ審査が通らないことも多々あった。」

「男2人での居住は無理だと数件断られた」

「同居物件を借りることが難しいので、いつも親戚や友人などと説明しなければならない。」

「大家さんのOKが出なかった」

「賃貸物件を探していた際、パートナーと言っても「シェアハウス」扱いにされ、審査になかなか通して貰えなかった。」

「賃貸物件を探す時、パートナーと伝えると断られた。」

「不動産関連で、複数のオーナーに「同性2人である」ことを理由に内見から断られた」

「女性同士のルームシェアは、どちらかが結婚によって突然解消する可能性がある」と大家に断られた。そもそも結婚できずにもどかしい思いに追い討ちをかけられたような気持ちになった。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「2人入居可能な物件でも同性2人だと、大家に確認しないとだめと言われ結局駄目だった」

「賃貸に同居していたときは、パートナー名義のみで契約して、パートナーが出ていくタイミングであなた(自分)も出て行くことを条件として提示された。」

「緊急時連絡先に同居同性パートナーを記入したが、断られた。賃貸物件を探していた際に5年同棲実績のある同性パートナーであることを明かしても友人同士のルームシェアとしてしか扱われなかった」

「同居するための部屋探しをしていたところ、同性カップルであることを理由に内覧や申込みを拒否された。」

「営業担当の方から大家さんに連絡を取ってもらったが、「男性二人」ということがわかるとその時点で内見を断られた。5件に2件くらいの割合で断られた。」

パートナーシップ制度等を導入している自治体では、同性カップルも公営住宅への入居が可能とするところもあるが、このような取扱いが確実に保障されているわけではない(甲A990)。さらに、そもそも公営住宅の数は民間住宅に比べて圧倒的に少ないため、入居を希望しても必ずしも入居が叶うわけではない(甲A1015)。

家主が同性カップルの入居に拒否的という物件の存在は直近でも報道されている。2024年10月2日、福岡市の不動産会社が扱う賃貸物件の紹介資料で、入居者の募集条件に「LGBT不可」という項目を掲げているケースが複数あることが確認されたとの報道がなされている

(甲A1014:朝日新聞「ペット不可と同列に「LGBT不可」 賃貸物件の表記に当事者は絶句」)。福岡市は、市としては性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援事業と、市民や企業等に対する教育・啓発事業を2つの柱とする性的マイノリティに関する支援方針を策

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

定し、パートナーシップ宣誓制度を導入している。それでも賃貸物件の紹介資料で、入居者の募集条件に「LGBT不可」とする物件が複数あるというのであるから、同性カップルが不当に入居を拒まれやすい状況は、パートナーシップ制度等によって解消・軽減していると到底言えない。

他の自治体でも、パートナーシップ制度利用者を対象にしたアンケートで、パートナーシップ制度を利用しても偏見のために賃貸物件に入居できなかった事例が寄せられている。

「同性カップルを理由に、賃貸を断られた」(甲A984・2頁)

「アパートを借りようとしたとき、大家さんが証明書のことを取り合ってくれず、賃貸の申し込みを断られたことがある」(甲A985・スライド62)

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)でも、「パートナーシップ制度のある中野区、渋谷区さえも『オーナーの意向で』男性同士は賃貸不可、と門前払い。住宅ローンを2人で返すと、贈与税が発生してしまう(夫婦じゃない場合は年間生活費216万円以上は贈与税がかかる、と国税局担当が証言)」(48頁)との回答が寄せられた。

(2) 不動産購入

同性カップルが不動産を購入する際の住宅ローンにおいて、同性カップルを配偶者と同様に扱うことを打ち出している金融商品も近年増えているものの、法律上の夫婦と比べれば選択肢は少ない。さらに、同性カップルを法律上の夫婦と同様に扱うにあたって公正証書を作成していることを利用条件とする金融商品もあり、その場合には、公正証書を作成するために時間的・経済的な負担がかさむ。この点では、不利益のご

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

く一部を解消するために、法律婚している夫婦には生じない不利益を被っているとする。いえる。

全国弁護士連絡会の調査(甲A661)では、以下の回答が寄せられた(別表⑥)。

「物件購入時にペアローンが使えなかった。」

「住宅ローンを組むとき、ペアローンが組めなかった。」

「家を買おうとしても、一人で買える金額しかローンが組めない。パートナーシップ制度で使えるローンは限られ、しかも安くはないお金を払って公正証書を作らねばならない。」

「物件購入時に任意後見とパートナーシップ契約を求められ、準備に難航したし、安くはない費用を支払った。また利用できる銀行が限られていた。」

「住宅ローンは、独身だと審査が通りづらくなります。また、独身なのに世帯人数を2人にすると銀行が怪しむから1人で審査した方がよい、と不動産屋からはアドバイスをもらいました。ここでもパートナーの存在を隠さないと、不利な立場になってしまうのかと悔しい思いをしました。不動産会社、銀行、大家に嘘をつかねばならないということそのものが社会の差別構造だとはっきり認識させられました」

「家の購入にあたり、ローン会社に提示するため公正証書を作ったが、まず公正証書・後見人の証書作成に6万円弱の費用がかかり、異性婚していればもっと利息の低いローンを借りることが出来たため、金銭的負担が大きいと感じた。」

「マンション購入にあたってペアローンを組むのに、パートナーシップの公正証書作成が必須条件でした。婚姻関係であれば紙切れ一枚で済む話が、同性パートナーだと時間とお金をかけて公正証書を作成しなければいけないという不便さを感じました。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「同性2人でのローン契約は難しいと言われ対応を拒否された。」

「住宅ローンを組む際にパートナーシップ宣誓が必要だが、宣誓のための書類を用意したり宣誓日が平日で仕事を休む必要があるなどの手間が多い。」

「住宅ローンの選択肢が狭い。(パートナーシップ証明書では申請ができず、公正証書を作らなくてはならない銀行が多いため。公正証書は費用がかかるので採用したくない)」

「メインで利用している銀行で共同で住宅ローンを組むことができない。」

「賃貸物件の内見申込みをした際に、パートナー関係にある男性2人で住む予定だと伝えると内見を断られた。結局マンションを購入したが、ペアローンが組めなかったために与信額に限りがあり、買える物件がかなり限られてしまった」

「マンションを購入したいと考えて内見に行ったときに”うちはそういうの(同性愛)はお断りしてます”と門前払いされた。」

「共同で家を購入することを検討していたところ、法律婚ができる異性カップルなら必要がないような手続き(公正証書や後見契約)が必要であると言われ、その煩雑さや金銭負担が原因で諦めざるを得なかった」

8 被災時の不利益

(1) はじめに

日本は、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火等の自然災害が発生しやすい国であるが、災害時には、より脆弱性の高い災害時要配慮者に偏った被害が発生するという課題がある。この点、例えば、ジェンダー問題に関しては、2020年5月に「災害対応力を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されるなど、ジェンダー平等な防災・復興の実現をめざす動きが加速している。そういった動きの中で、性的マイノリティに対する取り組みはあまり進んでいないことが指摘されている（甲A1016「LGBTQ+報告書v5」・1頁）。

以下、性的マイノリティの災害レジリエンス研究チームが行った被災した性的マイノリティへのインタビュー調査に見られる被災時の具体的な不利益を述べる。

（2）仮設住宅や復興住宅への入居

同性カップルは、法律婚と異なり、法的な家族ではないため、仮設住宅や復興住宅で一緒に暮らすことができないおそれがある。

「LGBTQ+報告書」（甲A1016）では、「自治体の方に災害用の仮設住宅に同性カップルと一緒に住めるかどうか確認したところ、『必要なら考える』と言われた。法律上の家族がバラバラになると、必要だと思い行動するはずなのに、同性パートナーにそれが必要だということすら理解されないのはとても辛い。自分が家族と一緒に暮らせない場合、辛くないのか？ なぜ後回しにされるのか？ パートナーシップ制度を取り入れていない自治体では一緒に暮らせる可能性が低いと思い絶望感を感じた。」、「仮設住宅では、以前一緒に住んでいた人と同じ場所に住むことができるが、復興住宅は公営のため、法的な家族でなければ同じ場所に住むことができない。何十年も一緒に暮らしているのに日本では同性婚が認められていないので、婚姻関係を結ぶことができない。それなのに戸籍の問題だけで一緒にいれないのは辛すぎる。」という声があった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

(3) 安否確認

医療における診療情報の説明や同意の問題とも共通する問題として、個人情報保護との兼ね合いで、安否等の情報の伝達を法的な親族に限るおそれがある。

LGBTQ+報告書では、「災害時パートナーの安否が分からず、誰にも言えず、心配で居ても立ってもいられずに何日も瓦礫の中を1人で探しに行き、2次災害に巻き込まれた人も多い。同性パートナーの場合、戸籍上の家族とみなされず安否確認もできない。」という声があった。

後述のとおり、パートナーシップ制度利用している同性パートナーに対し死亡者情報を提供することを明言している自治地は乏しい。

(4) 同性のパートナーの子ども

上記「第3.5(6)」で述べたとおり、同性カップルのうち一方の実子を二人で育てている場合に、実親側が死亡した場合には、遺されたパートナーが子に対して親権等をもたないことによる混乱が生じる。被災時には、そうした事態が生じる危険性がいっそう高まる。

LGBTQ+報告書では、「同性のパートナーとパートナーの子どもとは生まれた時から家族として暮らしている。パートナーと子供は戸籍上の親子だけど、私は、戸籍上は2人とは赤の他人。産みの親ではない私は子供と生まれた時から長年一緒に家族として暮らしているにも関わらず、現状の法律では子どもとの間に法的な関係がもてないため、血のつながりがないという理由だけで、子どもが里子や施設に出され、家族が引き裂かれてしまう可能性が高い。もし、パートナーに何かあった場合、子供はどうなるのだろうか」と常に不安を感じている。」という声があった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

また、上述の安否確認の問題とも関連する問題として、たとえファミリーシップ制度を利用していたとしても、同性のパートナーとの連れ子の安否確認ができるかは明らかではない。例えば、ファミリーシップ制度を導入している名古屋市では、「ファミリーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス等」と「ファミリーシップ宣誓をすることで利用可能となる行政サービス等」が公表されているが、災害についての記載は「罹災証明書」と「災害見舞金」のみであり、安否確認ができるかは不明である。

(5) パートナーシップ制度により利用できる行政サービスとして被災時の支援を明言していない自治体が圧倒的多数であること

控訴人らの居住地である愛知県にはファミリーシップ制度があるが、ファミリーシップ制度を利用することで利用可能になる県の行政サービス一覧(甲A993)及び名古屋市の行政サービス一覧に、被災時の支援に関する項目はない(甲A995)。

県ではなく名古屋市のパートナーシップ制度を利用している場合、市の災害見舞金の受給が可能であるが、一方が死亡した際の災害弔慰金は受給対象外となっている(甲994の1)。

隣接する三重県では、県としてパートナーシップ制度を導入しているが、パートナーシップ制度を利用することで利用可能となる県及び県内市町の行政サービス一覧(甲A996)に、被災時の支援に関する項目は一切ない。

首都である東京都のパートナーシップ制度利用によって都内区市町村の事業で利用可能となるものの一覧(甲A991)では、被災時の支援に関する項目はいつくか確認できるものの、乏しく、全ての区市を網羅するものにはなっていない。一覧に明記されているのは以下の事業のみである(スライド39～47)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

新宿区：災害被災者への弔慰金の支給（308番）

杉並区：小災害被災者見舞金・弔慰金の支給（326番）

豊島区：防災業務従事者遺族補償金、小災害見舞金の支給
（329～330番）

北区：保有死者情報の開示請求（331番）

荒川区：小災害弔慰金の支給（332番）

練馬区：災害弔慰金の支給、災害見舞金の支給（335～
336番）

三鷹市：災害見舞金（346番）、り災証明書（348番
）

国分寺市：死者情報の提供（360番）

国立市：災害見舞金の支給（361番）

渋谷区のパートナーシップ制度利用者アンケート（甲A985）では、パートナーシップ制度を利用していることで適用可能としてほしい行政サービスや行政サービスでパートナー関係を認知してほしいものとして以下の要望が寄せられた

「同性パートナーへの災害弔慰金の支給」80.0%

「被災証明書・罹患証明書の交付」65.7%

「仮設住宅や災害公営住宅への入居要件」65.7%

「避難所の運営」57.1%

渋谷区のように先進的にパートナーシップ制度を導入した自治体ですら、被災時に同性カップルを家族として扱うかについては明言されておらず、万が一被災した際の見通しがもてないことについて、制度利用当事者も不安を抱えていることがわかる。

また、埼玉県内の市町村のパートナーシップ制度の整理（甲A990）でも、「利用可能な行政サービス一覧」にそもそも被災者支援に関

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

する項目はない。その他自由記述欄に災害対応関連の項目が記載されている自治体は、制度実施自治体全62か所のうち、たった8か所にすぎない(約12.9%)。その内容は以下である。

狭山市：災害扶助金、災害時避難施設利用給付金

深谷市：り災証明書(火災)の交付申請について、同居している場合、親族として申請が可能

蕨市：罹災証明の発行(同一世帯が要件)、災害弔慰金

北本市：災害見舞金等支給制度

三郷市：災害時における安否情報提供

吉川市：罹災証明書の申請、受領

白岡市：災害見舞金の支給

杉戸町：災害見舞金の交付

したがって、パートナーシップ制度を利用していても、被災した際に家族として扱われない自治体や扱われるかどうか不明という自治体が圧倒的に多く、上述のように何らかの対応を明言している自治体でも被災時に必要となりうる行政サービスの全てを網羅しているわけではない。

(6) 小括

以上のとおり、被災時に、法律上同性のカップルや家族は、法律婚や異性事実婚のカップルと比して、より困難な状況に置かれる。このような不利益は、パートナーシップ制度等により解消されるものではない。

9 小括

以上のとおり、パートナーシップ制度等の導入自治体が拡大している今日においても、効果面の限界、利用範囲の限界、手続きに関する制約が大いにあり、種々の不利益は解消されていない。自治体や企業等で、不利益の解消を図る動きがあるものの、個々別々のものであり、法律上同性のカ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

カップルは、法律婚ないし異性事実婚のカップルと同様に取り扱われるかどうかの不安を常に抱えているのである。

同性カップルが婚姻制度を利用できない不利益が相当程度解消又は軽減されているとはとうていいえない。

第5 様々な不利益の総体が人生全般にわたる不利益であり、生命身体を損なう結果につながる危険があること

1 日々不利益が累積していくことの重大性

上述のとおり、国内の様々な自治体や民間事業者が、同性カップルを受け入れる不利益を解消・軽減すべく取り組みを展開している現状においても、法律婚制度から排除されていることによる不利益のうち解消・軽減できているものはごくわずかである。

生活場面において、不利益の解消・軽減の余地の有無や解消・軽減の程度は異なるので、上記「第4」では、事務連絡の補充指示に応えるべく、生活場面ごとに論じた。しかし、それら不利益が同性カップル当事者に及ぼす影響を正確に捉えるためには、これら不利益（あるいは不利益がいつか現実化するかもしれない不安感・生活的不安定さ）が日々生じ続けているという総体をとらえる必要がある。

上記「第3. 6 (1)」で、就労先の福利厚生において、同じ職場で同じように働く同僚との間で、パートナーの性別によって扱いに差があるということが経済的な不利益だけでなく精神的にも重大な不利益であることを論じたが、同様に生活全般にわたって精神的な不利益を生じさせている。マイクロアグレッションという概念で近年整理されているように（甲A476）、1つ1つの不利益が必ずしも生活や人生に決定的な被害をもたらすものでなかったとしても、性的指向を理由に常に法制度から排除さ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

れ続け不利益を続けることは、生活全般の幸福感や自己肯定感に悪影響をもたらす。

この悪影響は、ひいては、精神疾患や自死の高リスク（甲A45～47、A480、A1007）にもつながっている。医療や福祉という直接的に生命身体に関係する分野での不利益だけが生命身体に影響を及ぼすのではなく、様々な生活場面の不利益が総体として生命身体を損なうリスクにつながっている。

2 各種アンケートに寄せられた声

(1) 全国弁護士連絡会の調査（甲A661）

婚姻制度がないために生じている精神的・心理的負荷についても多数の回答が寄せられた（別表⑩）。以下、一部抜粋する。

「異性愛者の妹は周りに堂々と結婚予定を伝え、祝われ、結婚式のお金を家族から得られ、会社からは祝い金や休暇が与えられるが、自分たちにはひとつもできない悲しさがある。」

「パートナーの父親が亡くなった時に会社に言えず葬儀に参列できなかった。」

「「彼氏(異性のパートナー)はいるの?」「いつ結婚するの?」「子どもは早く生んだ方が良いよ」など言われることが多く、同性カップルは認められていないと感じる。事実を言えない雰囲気がある。生きにくさを感じる。」（63頁）

「学校で働いているが、生徒にカミングアウトするのはやめてくれと言われた。保護者からの苦情の連絡が来た時対応に困るとのこと。法律で同性カップルが異性カップルと同等に扱われていたらそんなことは言われないのだろうと思う」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「このまま付き合いを続けたとして現状法的な同性での結婚制度がないため二人の将来を設計することが難しかったのが悲しかったし悔しかった。また、友達やかぞくにパートナーの存在を言うことができなかった。本当は日常の些細な愚痴とかこんなことがあったというのを話したいのに同性で付き合ってることについて何か言われたらどうしようという思いが先に立っていうことができなかった。」

「親は結婚ができない同性との付き合いは遊びだと言います。」(64頁)

「男女カップルには与えられている結婚の選択肢が存在しないという点が、社会から認められていないと受け取れるメッセージになってしまっていると感じます。」

「国が同性婚を認めていないため、親や兄弟にパートナーを紹介しても受け入れられるだろうかという不安を感じる。」

「パートナーがいることを他人に言えず存在を認められていないように感じる。」

「パートナー関係を当人しか知らない状況が続いている。そのため生活を重ねることも躊躇する段階だ。」(65頁)

「ごく親しい友人や家族には伝えていても、偏見や理解のなさ、誹謗中傷を恐れて、そのほかの環境ではオープンには出来なかった。ただ好きな人、一緒にいたい人が同性というだけで法的な家族になれない、保障がないことは不安要素でしかない」

「社会に認められず生きづらい 会社でも言えない 生まれつきそうなのにどうして悩まないといけないの」

「職場でパートナーを守るために常に嘘を付き続けなければならない、パートナーの話をする度に嘘を重ねている。」(66頁)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「同性のパートナーが居て一緒に暮らしていることを公にできないため、職場でプライベートな会話をする度に嘘をつかなくてはいけなく心苦しかった。」

「友人からも職場からも結婚の予定は？と言われることが多い。その度に当たり前に結婚できると考えられる状況が羨ましい。こちらは嘘をつかなくてはならないので苦しい。やめたい。」

「結婚ができないから、男女での交際よりも軽い付き合いと思われ、反対された。」

結婚ができないことで、社会から想定されていないと強く感じる。そのため、周りにも相談しにくく余計に苦しい。認められていないと感じているのでパートナーとのことを周りに公にできず、少しずつ周りの人に嘘をついて暮らさなければならないプレッシャーや負担を感じている。私は母以外に身内にはパートナーとのことを話していない。仲の良い友人と伝えている。

パートナーが精神的に不安定で、支えていきたいのに、支援体制が結婚できないせいで十分に取れないことが苦しい。」

「法律上はただの他人という事実が一緒に暮らしていてもいつも頭にあり、様々な契約を交わす際、小さなことだと携帯電話の家族契約割など、この世の中には家族であれば受けれる割引や制度が沢山溢れていて、常に私たちは“他人”だと思い知らされ、社会から認められていない関係なんだと感じます。」(67頁)

「法律で結婚が認められていない＝社会から見放された存在という意識が強くあり、職場にも同居人は友だちとしか言えず、パートナーが倒れた時に仕事を抜けることもできなかった。」

「家族になりたいのに、社会からは家族になることを認められていないためつらい。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「法的に認められていない=社会的に認められていないと感じます。ライフプランを立てられないことが大きな原因で親に反対されました。」

「いわゆる「公認の利益」を享受できていない。社会に認められていない、あるいは異性カップルと比べて劣っているとみなされているようで、ふとした瞬間につらくなる。」

「家族に紹介するために何度も言葉を尽くさないといけないかと思うと、しんどくて、互いが了解していたら良いかと思ってしまって、結局周囲に関係を話せない」(68頁)

「一番は、切望しているのに結婚ができない故に自分とパートナーの関係が酷く不明瞭で、なんなのか分からなくなることだ。こうやって異性愛者が悩む必要もないような細々したことでさえ悩み悲しまなければならぬのは、一体何故なのか。私も納税に投票に義務を果たしながら生きている日本国民なのに、ただただ悲しい」(69頁)

「パートナーをパートナーといえず、従姉妹とって誤魔化している。

ちゃんと認められる世の中になり、堂々とパートナーですといいたい。」

「2人で将来のために貯金をしても2人でいても結婚という法的に守られず、2人でひっそり生きていかなければいけないこと。結婚など相談したくても解決するわけではないので苦しくなる。体が弱いので今後が怖い」(70頁)

「愛し合っている恋人なのに、職場など他人の前で友達同士のフリをすることが悲しく、悔しいです。」

「家族に秘密にしなければならない。社会に居場所を感じない。単身者として扱われる時に居心地が悪い。」(71頁)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「相談できる場所やロールモデルを得にくいため人生の将来設計ができない。また苦しみを打ち明けられず、周囲からなぜ結婚しないのかといったプレッシャーをかけられたり、半人前の存在として軽視される。そうしたことを回避するため異性の恋人がいると自分を偽る必要があり辟易としてしまう。」

「結婚して両親を安心させたいが、同性と付き合っている以上、今の日本では結婚できず、苦しい。職場や周りの人にもカミングアウト出来ていないので、色々な場面で嘘をつかなければならない。」(72頁)

「実際には家族として暮らしていても法的に家族になれないことで起こる困難を解消し、異性カップルと同じようになることを過剰な権利だと言われると、社会からは認められていないのかなと感じる。」

「主に家族や職場で本音が言えず、壁を一枚作り、嘘をついているような罪悪感が常につきまとうことが苦しかった。今はパートナーと共に退職をし、カミングアウトをする生活を送っているが、この先どちらかに何かあったとき、法律上家族でないため、不安が常によぎる生活を送っている。」(73頁)

「結婚がゴールだと思わないが、スタートも切らせてもらえないと未来がみえず、毎日その日暮らしの感覚。生命保険の受け取りなど、親族しか選べず1番受けとって欲しい相手に簡単にできない。皆と同じように納税もし、働いて年金も払って、選挙権もあるのに。なんで結婚する権利は同性ってだけで制御されるのか。」(74頁)

「結婚して両親を安心させたいが、同性と付き合っている以上、今の日本では結婚できず、苦しい。職場や周りの人にもカミングアウト出来ていないので、色々な場面で嘘をつかなければならない。」

「一生を一緒にしようという約束を、どう交わせばいいかわらなくて困っていた。結婚しようという言葉が言えたらどんなに簡単だっただ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

ろうと思う。私が一時仕事を失った時も、支えてくれようとした相手の保険などにも入れず、悔しかった。」

「日常生活の中で嘘をつかないといけない場面があり、嫌だった」

(75頁)

「婚姻制度が無い＝国では認めてない＝幸せでは無い。変わっていると思われる。田舎では沢山の偏見を耳にする。親不孝と言われる。パートナーシップでは、この偏見は無くならない。法律が変わり、正式な家族として認められ、また時間が経ってそれが当たり前になっていかないと、社会の見方は変わらない。世間が親不孝と感じる限り両親には言えない。」

(76頁)

「同性同士が付き合うということが想定されていないので、あくまで周りから見ると他人になってしまう。その時点で結婚という法的な根拠が無いので信用がないと思われてしまう。」 (78頁)

「そもそも結婚制度がないということで最初から諦めてしまうことが多い。結婚式、ハネムーン、子育て。職場や学校の間関係において、恋愛面で隠したり嘘をつかなくてはならず真の意味で良好な関係が作りにくい。我慢していることも多いし、嘘もついているため精神的に不健康である」 (79頁)

「社会的に認められていないことで、自分たちが二流市民であることを常に感じている。」

「多くの人にとって人生の大きなポイントとなる結婚をできないという事で、子供時代は自分の明るい将来を想像することができず孤独に死んでいく未来を想像してしまっていた。認められていない存在と強く思われる事で自殺願望を持ったこともあり、職種選択の際にはなるべく新しく出会う人と関わらないような仕事を選んだ。同性婚ができない事で、結婚が幸せと考えている親にカミングアウトする事ができずに1人

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

悩む子供時代を過ごした。縁を切られても生きていける社会人になるまではゲイであることを隠して生きてきた。」(81頁)

「結婚できないことで将来の見通しが立てづらく、精神的に不安定になることが多い。あまり親しくない人に配偶者の有無を伝える必要がある場面で、一言で『結婚しています』と伝えられないために説明がややこしく、労力を要する」

「結婚できるような関係じゃないから、その先の2人の未来のこともポジティブに考えられなかった」

「民法で認められていないからと相手の親に反対された。」(82頁)

同調査では、将来に対する不安についても多数の回答が寄せられた(甲A661・別表⑭)。

(2) 東京都総務局実施のアンケート(甲A989・15~16頁)

以下の回答が寄せられた。

「職場でからかわれながら「ゲイでしょゲイでしょ」と告白を強要するようなコミュニケーションに苦痛を感じた。」

「同性に告白したら「私は普通の人だから」と言われて、自分は普通じゃないんだと傷ついた。」

「家族仲が良いからこそ、大切な家族に自分自身のことを知られないまま死んでいってしまうのが、申し訳ないと感じて、カミングアウトしたが、拒絶はされなかったものの、カミングアウト自体を無かったこととされた。」

「友人との間に心理的な壁を感じ、自分のセクシュアリティのために理解してもらえないと思って心を許せる気が感じられないこと。」

「周りの人が離れていくかもしれないと思うと悩みが深いときでも誰にも相談できない。」

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「親族に見合いを執拗に迫られカミングアウトをしたら、病気だから治ると言い、その後は無視されている。」

「自分の性的指向を自覚していなかった小学生のときにレズビアンであると噂が広まり、教員に呼び出され注意された。同性愛は悪いことだと勘違いしてしまった。」

「理解してほしいとは思わないが何も知らないくせに差別やいじめてくるのは辛い。」

「親に対してずっと嘘をついているような気持ちになった事があり辛かった。」

「死にたいけど怖くて死ねない葛藤。相談相手がいればいくらか楽になったかもしれないがその相手もない状況。」

「友達はあるが自分のセクシャリティーをカミングアウトしていないので、自分の悩みを正直に話す場所がない。」

「男女の夫婦なら色々な制度があるが、同性だと一切補償をしてくれない。」

「同性は婚姻関係になれないから別々に世帯主になってどちらかの名前で審査するしかないと厳しく言われました。」

「マジョリティ同等の公的支援を受けられないこと。」

「男女の夫婦なら色々な制度があるが、同性だと一切補償をしてくれない。」

「一緒に暮らし始めるため、賃貸住宅を探していたときに、男性二人では貸せないと言う物件がほとんどだった。」

「パートナーと同居してもルームシェアという言い訳をしていた。自分たちにとっては家庭だったが、家族から見たら気ままな独身という立場だった。社会的に自立しているのに、自立さえできない姉妹が結婚した途端に家族内での立場が最下層になった。難しい仕事をしていて、親

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

の援助もしていたが、結婚していないだけで軽く扱われることが辛かった。」

(3) 藤沢市パートナーシップ制度利用者アンケート (甲A988)

以下の回答が寄せられた (6 頁)。

「法律上の婚姻をしていないことによる困りごとはありますか。ある場合は、その内容を記入してください。(自由記述)」という質問に対し、以下の回答があった。

「社会生活で同性婚が法律上認められないため、自分が社会に属さない気持ちになる。」

「生活実態に大きな違いは無いはずなのに、他者の判断によって差をつけられること。」

「サービスを利用する際など、いちいち家族として扱ってもらえるか確認が必要である。」

3 同種事案における東京高等裁判所判決の指摘

2024年10月30日、本件と同種事案について、東京高等裁判所が判決を言い渡した(甲A1017)。

この判決は、婚姻制度を利用することによって享受可能となる利益について、次のとおり指摘した。

「婚姻をすることで、配偶者としての法的身分関係が形成されると、それにより当然に生ずる民法その他諸法令に定められた法的効果を享受することができることのみならず、居住、就労、療養その他の社会生活上の様々な場面において、配偶者として公認された者と扱われること自体により、共同生活の安定と人生の充実を得ることができることに照らすと、本件区別によって性的指向が同性に向く者に生ずる不利益は重大なものである。」(51頁)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

「性的指向が同性に向く者にとっても、自らの自由意思により人生の伴侶と定めた相手との永続的な人的結合関係について配偶者としての法的身分関係の形成ができることが、安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益であることには変わりがなく、その利益は十分に尊重されるべきものである」(52～53頁)。

「同性婚が認められていない我が国では、地方公共団体においてパートナーシップ制度を導入する動きが急速に広がり、これまでに導入自治体は442(全人口の約85%の居住地域)に達している。また、民間企業においても、同性間の人的結合関係を婚姻関係と同等に扱う動きが広がっている(前記1(5))。地方公共団体のパートナーシップ制度は、婚姻制度のように法的な身分関係の形成とこれに伴う種々の権利義務の発生という法的効果を生じさせるものではなく、当事者間の関係に社会的公認を与えるものとして一定の効果があるにとどまるが、それにもかかわらず、近年急速に全国各地でその導入が進んでおり、民間企業においても上記のような動きがある事実は、同性間の人的結合関係に社会的公認を受けたいという要請の存在と、地方公共団体や民間企業においてそれを受け止めるべきであるという認識が広がっていることを示すものであるといえる。」(54頁)

「婚姻及び家族に関する事項は国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえて定めるべきであることを考慮しても、性的指向という本人の意思で選択や変更をすることができない属性により個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益の享受の可否につき本件区別が生じている状態を現在も維持することに合理的根拠があるとはいえない。」(55頁)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

すなわち、東京高等裁判所も、婚姻制度の利用によって得られる利益は、「社会生活上の様々な場面」で「共同生活の安定と人生の充実」をもたらすものと把握し、「安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」と評価している。そして、その重要な法的利益を享受できないという不利益について、地方自治体のパートナーシップ制度や民間企業の取り組みによっては解消・軽減されていないことを前提に違憲審査を行っている。

4 小括

各種アンケートに寄せられた言葉からも、同性のパートナーがいる者は、個別の不利益だけを問題に感じているのではないことがわかる。

異性カップルであれば苦勞なくスムーズに享受できる利益を享受できないという経験を日々様々な場面で繰り返し、法制度という後ろ盾がないことでその理不尽な経験を周囲に安易に語ることもできないという生活を送っている。その生活全体を通して、社会から拒絶されているような疎外感や孤独感、周囲に嘘をついて偽っているという罪悪感、二流市民として扱われる劣等感などを抱き続けている。

民法上の制度や、パートナーシップ制度、企業の取り組みなどで個別の場面で不利益が解消できるものがあるとしても、特別な制度で限られた場面でのみ不利益の解消・軽減の余地があるという地位に置かれることそのものが、「あなたは社会や法制度で本来想定されていない存在である」というメッセージを暗に突きつけることになり、人生や人格全体にわたる見過ごせない不利益を招いている。

この不利益全体から解放されてこそ、東京高裁判決のいう「安定的で充実した社会生活を送る基盤を成すもので、個人の人格的存在と結び付いた重要な法的利益」を享受することが可能になる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

第6 結論

同性カップルが法律婚制度から排除されていることで被る不利益、そして原判決が違憲性を指摘する「同性カップルに対して、その関係を国の制度によって公証しその関係を保護するのにふさわしい効果を付与するための枠組みすら与えていない」状況による不利益は、民法上の制度や自治体のパートナーシップ制度、民間事業者の取り組みが拡大しつつある現状をもってしても、解消・軽減しているとは言えない。

個別の場面における不利益では、解消・軽減しうるものも生じているが、生活全般においては非常に限られた場面だけのことであり、解消・軽減の程度は乏しい。そして、社会の中で「普通」の性のあり方とされてきた性の者であれば当たり前前に享受できる利益について、享受を拒まれる立場に置かれているということが人生や人格の全体にわたって与える負の影響は、個別の制度や取り組みによって克服されるものではない。

控訴人らをはじめ、本件と同種の「結婚の自由をすべての人に」訴訟の各地の原告（控訴人・上告人）らや、同訴訟に期待を寄せる法律上同性のカップル当事者たちは、特別な制度を求めているのではない。平等を求めている。この社会でパートナーをもち生活する者のほとんどが当たり前前に享受している立場を同じように享受することを求めている。それは、個別の場面ごとに特別な制度を用いることでは不利益を解消できないからというだけでなく、個別の場面ごとに特別な制度を用いて不利益の解消を試みることが日々強いられること自体が、不平等だからである。

平等に人権が保障された存在として、安心して尊厳を守られて生きていくことのできる制度こそが必要であり、それは、同じ社会で暮らす多数が当たり前前に利用できる制度に包摂されることが必要であることを意味する。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」愛知訴訟(名古屋高裁)第4回期日(20241105)提出の書面です。

※CALL4公開用に若干の編集をしております。

原判決は、法律婚制度に法的効果だけでなく社会的効果や精神的効果があると把握することで不利益の全体像に目を向け、違憲判断を導いた。貴裁判所におかれても、同性カップルが受ける不利益の総体に真摯に向き合ってください、公正な判決を導いて頂きたい。

以上